熊本県文化財調査報告　第151集

山川板碑群

県代行町道山川線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査

1995

熊本県教育委員会

熊本県文化財調査報告　　第151集

山川板碑群（やまかわいたびぐん）

県代行町道山川線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査

1995

熊本県教育委員会

序　　文

熊本県教育委員会では、開発工事などに伴う埋蔵文化財の発掘調査を行っております。

ここに報告する熊本県阿蘇郡小国町所在の山川板碑群の発掘調査は、県代行町道山川線道路改良工事に伴うもので、平成４年12月に実施しました。

この発掘調査では、室町時代の板碑群を検出しました。この板碑群は、上部に笠を有する特徴があり、九州ではあまり例を見ない大変貴重なものです。さらに碑面に墨書銘があることが分かり、この地域の中世文化を考える際の重要な資料となりました。

この報告書が広く活用され、文化財保護と研究資料の一助になれば幸いです。

なお、発掘調査に当たりましては、専門調査員の先生の多大な御助言・御指導を賜り、また、県土木部道路建設課、一の宮土木事務所工務課、小国町教育委員会をはじめ、御協力いただいた関係各位に心から厚く御礼申し上げます。

平成７年３月31日

熊本県教育長　　東　坂　　力

例　　言

1．本書は、1993年12月に行った県代行町道山川線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書である。

2．発掘現場での遺構の実測・写真撮影は調査員で行った。板碑の実測、遺構等のトレース、写真撮影は山城敏昭が行い、写真撮影において、福原博信（五木村教育委員会）の協力を得た。

3．本書の執筆は、附編を青木勝士が行い、他は山城が行った。

4．本書の編集は、熊本県教育庁文化課で行い、山城が担当した。

凡　　例

1．本書に使用した方位は磁北である。

2．本書に使用した周辺地形図は、一の宮土木事務所から提供を受けたものを基礎にしている。

3．板碑に赤色顔料を施したものは、SCREEN-TONEで表現した。

報 告 書 抄 録

ふりがな	やまかわいたびぐん
書名	山川板碑群
副書名	県代行町道山川線道路改良工事に伴う埋蔵文化財調査
シリーズ名	熊本県文化財調査報告
シリーズ番号	第151集
編著者名	山城敏昭・青木勝士
編集機関	熊本県教育委員会
所在地	〒862 熊本市水前寺6丁目18番1号　TEL 096－381－9211
発行年月日	西暦　1995年3月31日

ふりがな 所収遺跡	ふりがな 所在地	コード 市町村	コード 遺跡番号	北緯 °′″	東経 °′″	調査期間	調査面積	調査原因
山川（やまかわ）	阿蘇郡小国町（あそぐんおぐにまち） 北里山川（きたざとやまかわ）	43424		33度 8分 30秒	131度 7分 10秒	19931213～ 19931225	約10㎡	道路建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
山川	その他	室町時代後半	板碑4基		笠部を乗せた板碑3基、山形頂点板碑1基、笠部のみ1個体　墨書銘あり3基　16C中頃 石組は年代決定の明確な根拠なし
		近世以降	基壇状石組		

本　文　目　次

第Ⅰ章　調査の経過
1．調査に至る経過……1
2．調査の組織……1
3．調査の方法と進行状況……2
第Ⅱ章　板碑群の位置と環境
1．板碑群の位置と地理的環境……3
2．板碑群の歴史的環境……3
第Ⅲ章　調査の成果
1．板碑群の立地と調査前の状況……6
2．板碑群の調査……6
⑴各板碑の検出状況……6
⑵基壇状石組の検出状況……10
⑶下部遺構の検出について……10
3．各板碑について……11
⑴1号笠部……11
⑵1号板碑……12
⑶2号板碑……15
⑷3号板碑……20
⑸4号板碑……25
第Ⅳ章　まとめ
1．調査成果の要旨……30
2．問題点と今後の課題……30
附編　中世後期の小国郷の様相……34

挿　図　目　次

第１図　周辺遺跡分布図……４
第２図　山川板碑群周辺地形図……７
第３図　山川板碑群地形測量図……８
第４図　山川板碑群実測図……９
第５図　１号笠部実測図……11
第６図　１号板碑実測図……13
第７図　１号板碑拓本……14
第８図　２号板碑笠部実測図……15
第９図　２号板碑本体実測図……17
第10図　２号板碑復元図……18
第11図　２号板碑本体拓本……19
第12図　３号板碑笠部実測図……20
第13図　３号板碑基礎部実測図……21
第14図　３号板碑本体実測図……23
第15図　３号板碑本体拓本……24
第16図　３号板碑復元図……25
第17図　４号板碑笠部実測図……26
第18図　４号板碑本体実測図……27
第19図　４号板碑本体拓本……28
第20図　４号板碑復元図……29

表　目　次

第１表　周辺遺跡地名表……５
第２表　板碑細部比較表……32

図　版　目　次

図版１　山川板碑群遠景
図版２　山川板碑群検出状況
図版３　１号笠部
図版４　１号板碑
図版５　２号板碑
図版６　２号板碑笠部・３号板碑笠部
図版７　３号板碑
図版８　４号板碑・４号板碑笠部

第Ⅰ章　調査の経過

1．調査に至る経過

山川板碑群の発掘調査は、県代行町道山川線道路改良工事に伴うものである。県土木部道路建設課・県一の宮土木事務所より、県教育委員会文化課に道路予定地内にある山川板碑群の取り扱いについての問い合わせがあった。文化課では、平成4年10月に山城が県一の宮土木事務所の立ち合いのうえ現地踏査を行い、現状の記録と下部遺構の確認のための本調査が必要であると応答した。

その結果、発掘調査を平成5年12月に実施することになり、文化課の山城が担当することになった。

2．調査の組織

平成5年度の発掘調査と平成6年度の整理作業・報告書作成の組織は下記のとおりである。

調査主体	熊本県教育委員会
調査責任者	大塚正信（平成5年度首席教育審議員・文化課長）
	桑山裕好（平成6年度文化課長）
調査総括	平野芳久（平成5年度教育審議員・課長補佐）
	丸山秀人（平成6年度課長補佐）
	松本健郎（平成5・6年度主幹・文化財調査第2係長）
調査事務	松崎厚生（平成5年度課長補佐）
	白井哲哉（平成6年度課長補佐）
	木下英治（平成5・6年度主幹・経理係長）
	高濱保子（平成5・6年度参事）
	相馬治久（平成5年度参事）
	高宮優美（平成6年度主任主事）
専門調査員	狭川真一（太宰府市教育委員会）
調査報告書	山城敏昭（文化財保護主事、調査・報告書）
	長尾至明（嘱託、調査）
調査協力	小国町教育委員会・県一の宮土木事務所・西原稔（県文化財保護指導委員）
	佐藤弘（小国郷史談会長）・所埜組・廣田昭次（県立小国養護学校長）
	前川清一（県文化課参事）・小国町山川地区のみなさん

整理協力　熊本県立装飾古墳館・福原博信（五木村教育委員会）・青木勝士（県文化課主事）・北川賢次郎、白井勝子、岡本勇人、古嶋章（県文化課嘱託）・坂田由佳（県文化課臨時職員）

調査作業員　小陣政子・姫野美智子

整理作業員　吉本清子・重永照代・江島園子

3．調査の方法と進行状況

まず、周辺の伐採を行い、調査範囲を明らかにした後、草木の根を除去し表土を人力で掘り下げ、板碑の全貌と板碑群を取り囲む基壇状の石組を明らかにした。それと並行して周囲の地形測量も行った。

次に現状の実測調査の後に写真撮影を行った。当初の予定では、現地で板碑の個別の実測を行う予定であったが、碑面の墨書痕跡を確認し、現地での解読は困難と判断し、県一の宮土木事務所・小国町教育委員会と協議のうえ、報告書作成完了まで熊本県文化財収蔵庫に保管することにした。

板碑の撤去後に、基壇状石組内の下部遺構の確認を行うため、観察用土層を残して、石組を外しながら掘り下げた。石組の取り外しに当たっては、移転復元が可能なように実測図と照合して石材に番号を付すことにした。

基壇上石組内を地山まで掘り下げ、下部遺構がないことを確認し現地での調査を終えた。

遺物の整理作業と報告書作成は、平成６年度に熊本県文化財収蔵庫で行った。墨書の解読は赤外線カメラを使用したが、保管中に現地では見えなかった墨書文字が次第に肉眼で見えるようになり、赤外線カメラ独自の成果は得られなかった。

板碑群は、移転復元が県一の宮土木事務所と小国町教育委員会との協議で決定しているが、具体的な移転先については、平成６年度末の段階で決まっていない。

第Ⅱ章　　板碑群の位置と環境

1．板碑群の位置と地理的環境（第1図・第2図）

小国富士の異名を持つ標高1499.5mの湧蓋山（わいたさん）を源とする北里川は、西流し山川集落のやや上流付近でいくつかの支流を集め、やや川幅を広め流れを緩やかにし、西流して杖立川に合流している。

山川集落は北側と南側を湧蓋山から舌状に伸びる丘陵に挟まれた、北里川の両岸に広がっており、温泉が湧出し、湯治場として著名である。

山川板碑群は、山川集落北側の標高約580mの丘陵（丘陵上平坦面には集落の墓地所在）が集落に向けて急激に傾斜する斜面に位置し、標高は約563mである。

板碑の石材は阿蘇溶結凝灰岩で、産地を限定していないが、比較的近い場所で産出するものと思われる。

2．板碑群の歴史的環境（第1図・第1表）

(1)周辺の石造物からみた歴史的環境

小国地方の石造物を概観すると、越州窯系青磁を埋納したとされる12世紀中頃の千光寺板碑に始まり、13世紀末から14世紀中葉に満願寺を中心とする地区に、北条氏所縁と思われる石塔が集中し、1つの石塔造立の画期が見いだせる。

その後1世紀の空白期間の後、15世紀末から16世紀後半にかけて、第2の画期を見いだすことができる。第1の画期の石造物が、満願寺周辺に集中し、五輪塔や宝塔などバリエーションが少ないのに対し、第2の画期では、所在地は分散し、石塔の形態も五輪塔をはじめに六地蔵、板碑、笠塔婆、角塔婆と豊富である。銘文や他地域の様相等から石塔造立階層の変化が十分推定できよう。

山川板碑群は、その記年銘から、第2の画期の中で最も造立の盛んだった時期に位置付けることができる。

山川板碑群は1基を除き、2条の切り込みを有する板碑上部に笠部を乗せるという他地域で例を見ないもので、その祖形となった先行形態が着目されるところである。

周辺の板碑を見ると、文献(1)で笠塔婆として報告されている明応五年（1496）銘と天文十九年（1550）銘の坂下笠塔婆1・2と銘不明の花山笠塔婆が、近い形態のものとして着目される。

また、山川板碑群中の笠部を有しない山形頂部の板碑の類例として、元亀三年（1572）銘の、佛山経塔（逆修碑）が挙げられる。

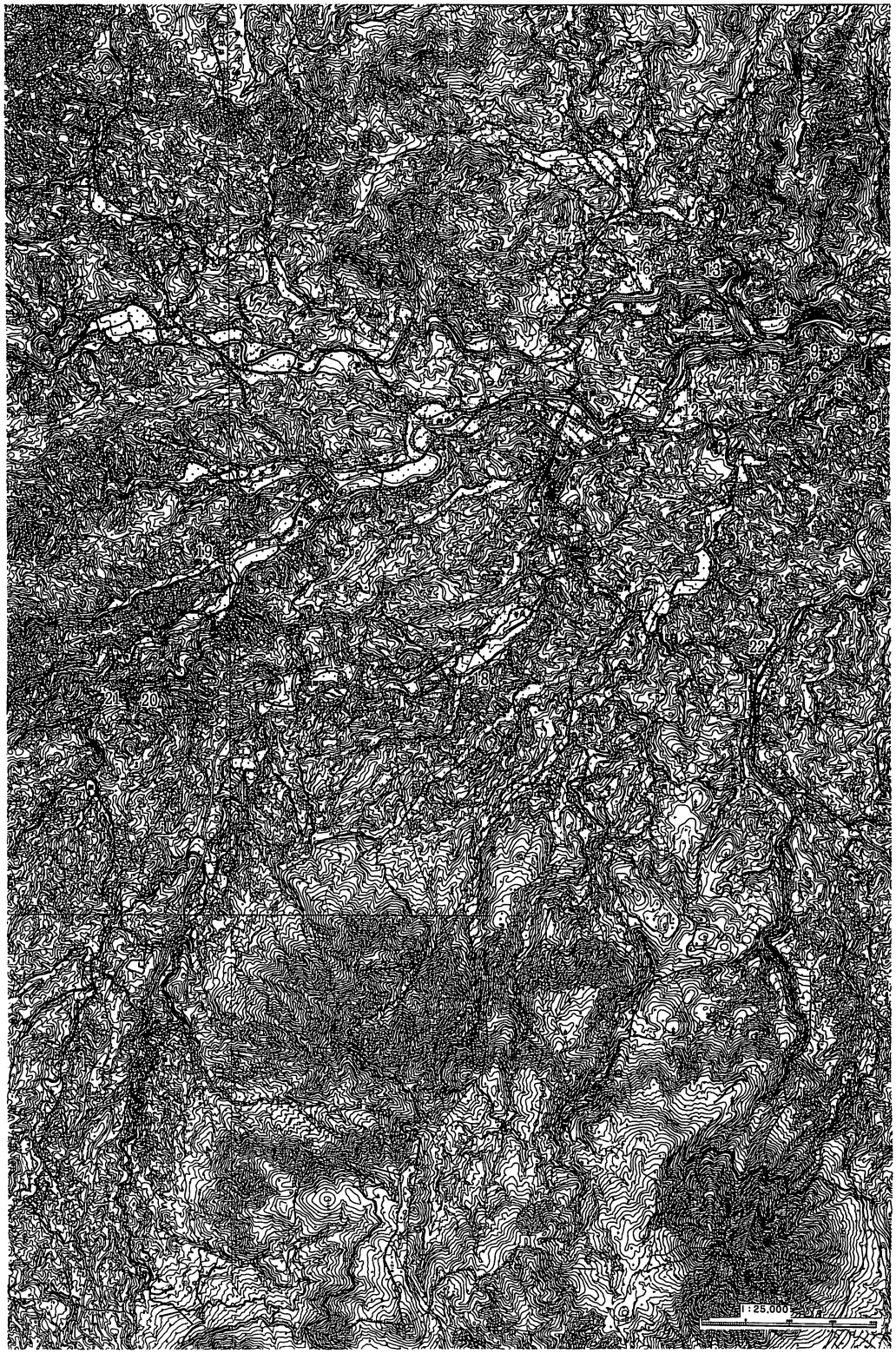

第１図　周辺遺跡分布図（中近世）

第１表　周辺遺跡地名表（中近世）

NO	遺　跡　名	所　　在　　地	備　　考
1	山川板碑群	阿蘇郡小国町北里山川	本報告書
2	下城城跡	阿蘇郡小国町下城下城	文献(1)
3	花山六地蔵	阿蘇郡小国町下城花山	明応五年銘　文献(1)
4	花山石塔群	阿蘇郡小国町下城花山	天正八・天文二十三銘五輪塔、笠塔婆 (1)
5	坂下五輪塔	阿蘇郡小国町下城坂下	天正八年銘　文献(1)
6	坂下笠塔婆１	阿蘇郡小国町下城坂下	天文十九年銘　文献(1)
7	坂下笠塔婆２	阿蘇郡小国町下城坂下	明応五年銘　文献(1)
8	佛山経塔	阿蘇郡小国町下城坂下	元亀三年銘　文献(1)
9	高屋敷	阿蘇郡小国町下城本村	屋敷跡？　文献(1)
10	市井野五輪塔	阿蘇郡小国町下城市井野	
11	十三塚六地蔵	阿蘇郡小国町下城切原	円墳状の塚、近接地に六地蔵　(1)
12	土田六地蔵	阿蘇郡小国町下城土田	
13	小鶴城跡	阿蘇郡小国町黒渕向力山	
14	木戸城跡	阿蘇郡小国町宮原城戸	
15	鳶ノ尾城跡	阿蘇郡小国町下城鳶ノ尾	
16	城村石塔	阿蘇郡小国町黒渕城村	
17	柿木五輪塔	阿蘇郡小国町黒渕柿木	
18	阿弥陀寺跡	阿蘇郡小国町上田城の園	寺院跡
19	千光寺板碑	阿蘇郡南小国町赤馬場千光寺	天養元年銘　自然石　文献(1)
20	満願寺石塔群	阿蘇郡南小国町満願寺堂の本	文献(1)・(2)
21	満願寺宝塔	阿蘇郡南小国町満願寺堂の本	文中四年銘　文献(1)
22	玉岑寺角塔婆	阿蘇郡小国町北里本村	亨禄三年銘・明応七年銘　文献(3)

小国地方の中世の政治的様相については、附編で述べている。

文献(1)緒方勉・田中寿夫『下城遺跡Ⅰ』熊本県文化財調査報告第37集　1979年
(2)熊本県教育委員会『熊本県の文化財第３集史跡』1981年
(3)前川清一「熊本の石造物」『荒尾の石造物』肥後金石研究会編　荒尾市教育委員会　1994年

第Ⅲ章　調査の成果

1．板碑群の立地と調査前の状況（第2図・第3図）

前章で概述したとおり、山川板碑群は丘陵の南斜面の、丘陵上の墓地に通じる現在未使用の小道脇に位置している。

調査前の状況は、4基の板碑が2列に並立しており、どの板碑も根部が埋没し、基壇状の石組上部の一部がかすかに確認できる状況であった。前列北側の板碑には笠部がなく、他の3基には笠部が乗っている状況であった。

2．板碑群の調査（第4図）

調査について述べる前に、4基の板碑の呼称と、板碑を構成する各材について説明しておくことにする。

4基の板碑は番号を付して呼称することにし、北西（前列左側）を「1号板碑」、南西（前列右側）を「2号板碑」、北東（後列左側）を「3号板碑」、南東（後列右側）を「4号板碑」とする。

また、2号・4号については、本来笠部が乗っていたが、表土を掘り下げる際、本体が不安定な状態になり、安全状の理由で取り外して調査を行ったため第4図では図示できていない。（2号板碑笠部は写真では設置）

板碑の各部材については、上部の笠を「笠部」、板碑そのものを「本体」、下部の材を「基礎部」と呼ぶことにする。また、各細部の呼称は、従来石造物に用いられる用語を使用していない場合がある。

⑴各板碑の検出状況（第4図）

板碑群の平面の配置状態は、板碑前面を南西に向け、1・2号を前列に並列して配置し、1・2号の間の後方に3号を、2号の右後方に4号を並列して配置している。したがって、正面（南西）から見ると、すべての板碑を見通すことができる。

1号板碑は本体のみで、笠部との接続の突起がない。基壇状石組前に転落していた笠部を、当初は1号板碑とセットと考えていたが、別物と認定したものの便宜上1号笠部とした。1号板碑は、直接地中に埋め込んでおり、基礎部を有しないものと判断される。

2号板碑は笠部と本体からなり、本体を直接地中に埋め込んでおり、やや前方に傾いた状態で検出された。本体根部には、基礎部との接続のための突起が造りだされており、基礎部を有していたものと判断される。従って、造立時の原位置は保っていないと思われる。

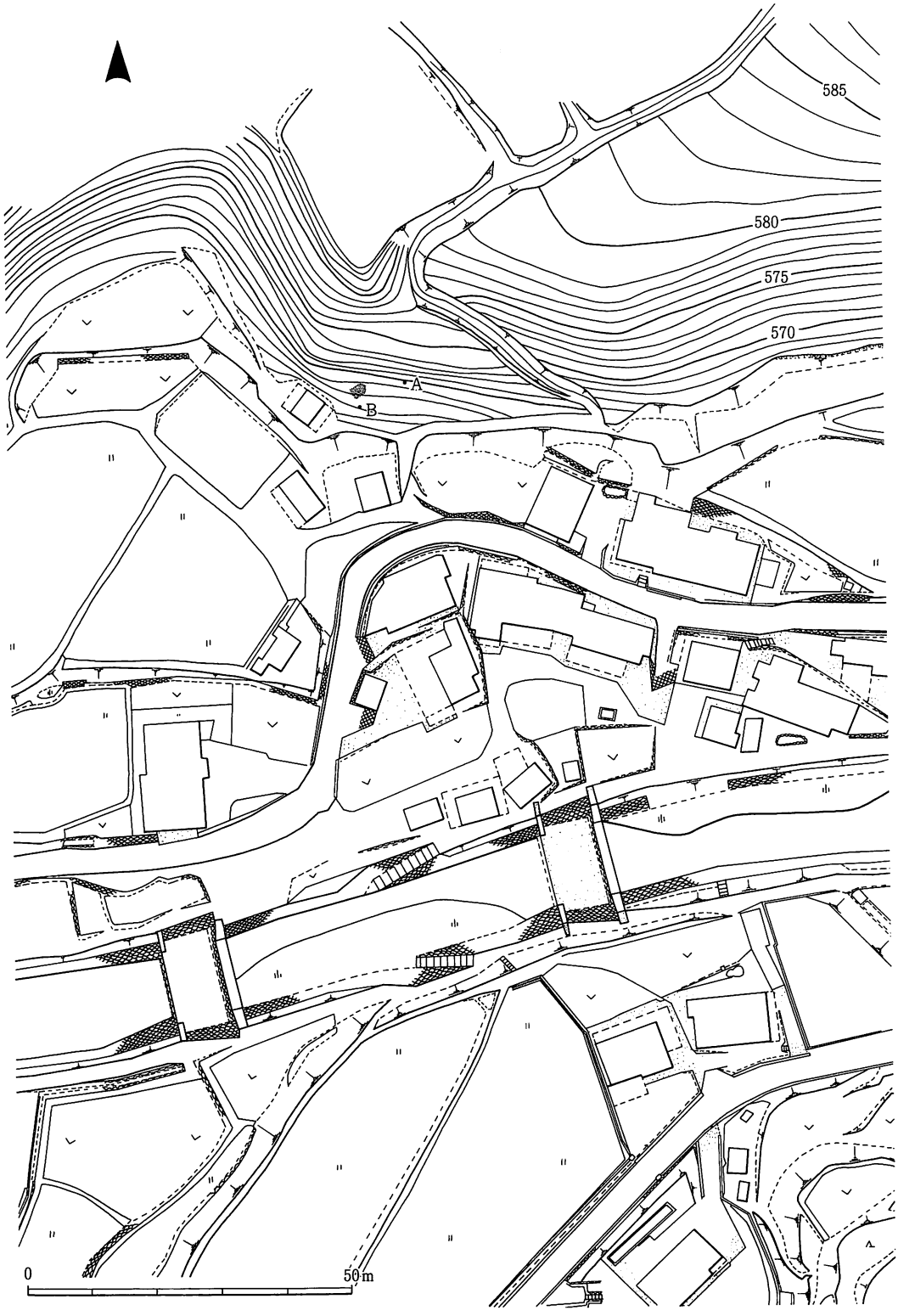

第２図　山川板碑群周辺地形図

第３図　山川板碑群地形測量図

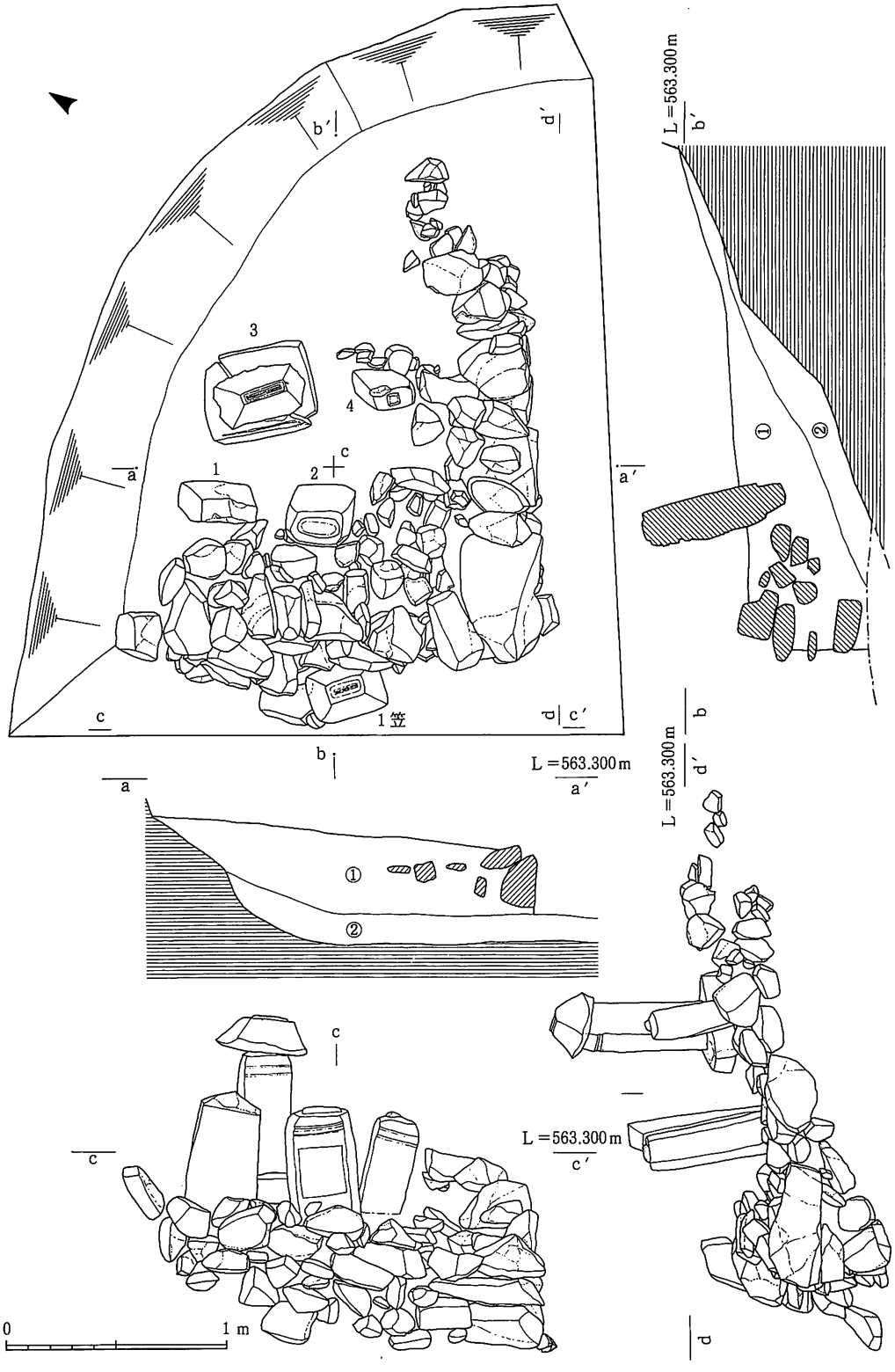

第4図　山川板碑群実測図

3号板碑は、調査前には基礎部が確認できなかったが、表土除去後本体の下から検出され、笠部、本体、基礎部で構成されることが分かった。4基の板碑の中で最も造立当初の位置を保っている可能性が高いものである。

4号板碑は笠部と本体からなり、本体根部を直接地中に埋め込んでおり、正面（南西）から見て、右前方に傾いた状態で検出された。後方に板碑を安定させるためと思われる礫を若干置いている。

各板碑とも、表土で埋もれた部分、地中に差し込まれた部分は、剥落等の痛みが著しく、地表状に露出している部分の残存状態が良好で、4号以外は墨書も確認された。一般的には地中埋没部分の残存状態が良好であることが多いが、ここでは逆になっている。これは、土壌の影響と考えている。

⑵基壇状石組の検出状況（第4図）

山川板碑群の北側は斜面が削られ崖状となり、南西側と南東側に安山岩で石組を造り、やや変形の方形区画を造りだしている。

平面的な石組の規模は、南西側（正面）で約1.95m、南東側（右側面）で約1.85mを測り、南東側は北東端から内側に入り込むように、やや小振の礫を用いて0.5mほど延長している。この部分から、近世以降のものと思われる石臼の破片を検出している。

石積の範囲は外面側が中心で、南西側では1・2号板碑の前面まで確認でき、南東側の内側では2号板碑の脇部分にのみ確認できる。

南西側では、概ね3～4段に、やや乱雑ではあるが石材の面を意識して積んでおり、北側は地形に合わせて下段は積んでいない。石積の高さは、最も高い部分で約0.6mを測る。石材の大きさは、拳大から40cm前後までと様々である。

コーナー部は、30cm～60cmの比較的大きな材を使用して3段に積んでおり、南西面（正面）と南東面（右側面）に石材の面を向けて明瞭なコーナーを造っている。高さは、約0.5mを測る。

南東側では、地形の勾配に合わせて概ね2段に積んでいるため、北東側の標高が高くなっている。石積の高さは、0.2～0.4mほどである。石材の大きさは、南西側と大差はないが、やや小さめの石が多い。

石材の安産岩は板碑群の近辺や、北里川の川原に散在しており、容易に運搬できる。

⑶下部遺構の検出について

板碑を撤去後、基壇上石組を外しながら石組内を掘り下げ、下部遺構の検出を行ったが、下部遺構はないことが判明した。その際、石組内の土層堆積状況を記録したので報告しておく。

第4図中の土層図で、①は黒褐色土で、しまりに欠け、上位や石組近くでは木や草の根が多く入り込んでいる。石組内は、ほぼこの土層で構成され、基壇状石組を造った時点での表土と

考えられる。旧表土の上面と、石組に伴って盛られた旧表土盛り土の線引は、根等により明確にできていない。土層の厚さは、崖側で浅く、石組側では石材最下面まで至り、深くなっている。したがって、崖側の原位置の可能性が強い3号板碑の箇所では、比較的に堆積が浅く旧表土上の可能性もある。②は地山の黄褐色土の2次堆積土で、石組に関係ない自然堆積土である。基壇状石組内全域を、この層の上面まで掘り下げたが、遺構は存在しないことを確認した。

3．各板碑について

(1) 1号笠部（第5図）

基壇上石組南西面（正面）前に転落していたものであり、1号板碑とセットではない。大きさは、高さ約17cm、横幅約36cm、奥行幅約28cmを測る。

形状は寄棟の屋根形を呈し、4面とも中央部が張り出し、頂部に屋根勾配面より内傾気味に1段高く（約1cm）平坦面を造り（復元横幅16.5cm、奥行幅6cm）、棟木部に緩やかな稜線のある断面蒲鉾形の熨斗瓦状の隆起を造っている。（高さ約1.5cm、奥行幅約3.5cm）

天井から軒先にかけては、4面とも緩く起り、反る屋根と比すると、おだやかな感じになっ

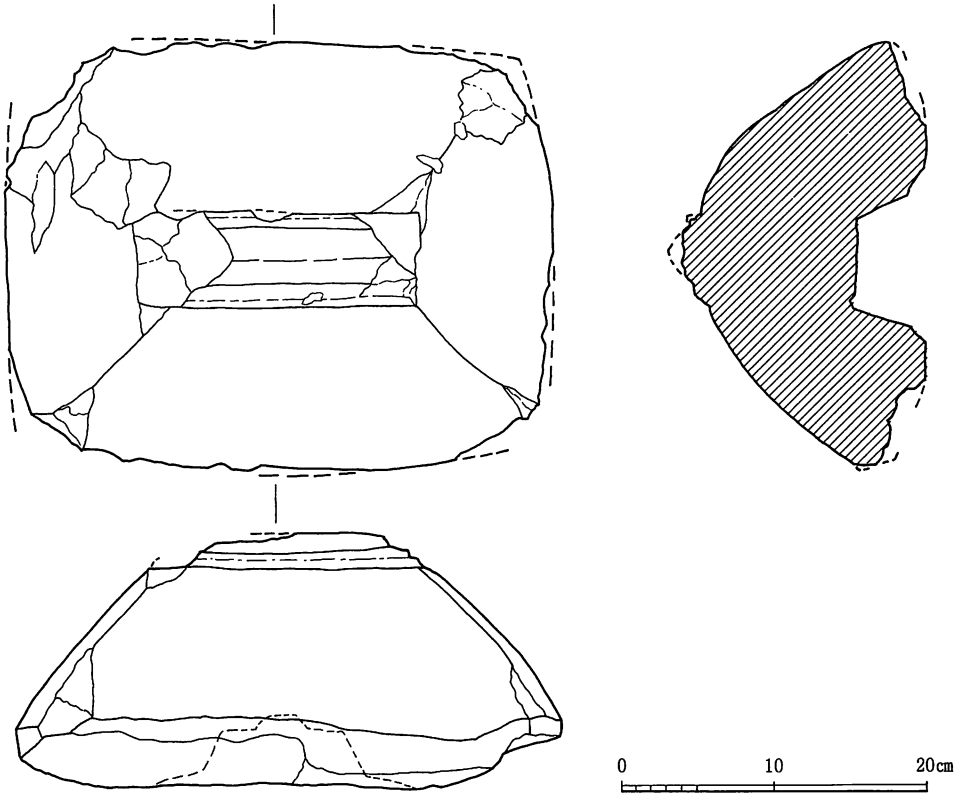

第5図　1号笠部実測図

ている。軒先はやや内傾させて直線的に造っており、復元で3㎝の高さがある。垂木は表現されていない。

裏側は欠損が著しいが、軒先から底部の平坦面にかけては、緩やかな丸味をつけて造っていると推定される。裏面底部には、横幅約21㎝、奥行幅約17㎝ほどの平坦面があり、ほぼ中央部に板碑本体との接続のための孔を穿っている。孔内部は3段に分かれ、1段目は横幅約17㎝、奥行幅約12㎝の隅丸胴張方形状の稜線から緩やかな傾斜で掘り込まれ、2段目稜線までの深さは約1㎝を測る。2段目は横幅約11㎝、奥行幅約6㎝のほぼ長方形の稜線から、やや内傾して急傾斜で掘り込まれ、横幅約8㎝、奥行幅約3㎝の平坦面に達し、2段目稜線からの深さは約3㎝を測る。さらに2段目稜線と平坦面を奥行方向に横切るように、横最大幅約4㎝、奥行幅約9㎝の不整楕円形の孔が穿たれ、2段目平坦面からの深さは約1㎝を測る。

1号笠部は、表土に埋もれていたためか、各部の欠損が著しく、垂木の両側や軒の角部で顕著であり、復元長で示した規模が多くなった。各面の状況は、孔内部以外は丁寧な仕上げを施していたと推定される。

(2)1号板碑（第6図）

1号板碑は、高さ約68.5㎝、横最大幅約30㎝、最大厚約15㎝を測る。

頂部を鈍角な山形とし、頂部上面には、笠部との接続部を設けない単独の板碑である。一般的な板碑では山形頂点の下に、2条の切り込みと額部を造るものだが、1号板碑は頂点の下に、1条の切り込みを造ったのみで、他は簡略化されたものと思われる。切り込み位置は頂点から約6㎝下方で、幅約1.5㎝、深さ約1㎝を測る。

碑面の下半分は、埋もれていたため欠損が著しいが、切り込み下から地表に露出していた部分には、下記のような墨書が確認された。(片仮名表記は梵字)

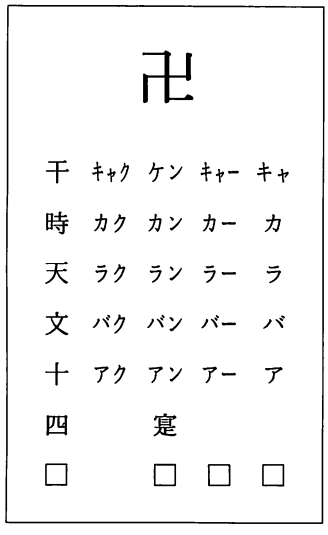

上部中央に卍を配置し、その下方右側4行に五輪塔の四方に一般的にみられる梵字を記し、左側に造立年を記入している。3行目の梵字「アン」の下の中央部に「寔」の文字が確認できており、下方の欠損部に願文や願主、日付が書かれていたものと推察できる。このことから、1号板碑は天文14年（1545）に造立されたものと考えられる。造立目的や願主は残念ながら判読できなかった。

ちなみに、右側の最初の行の梵字は、五輪塔の正面（東方）にみられる梵字であり、2行目はこれに修業点をつけた南方の梵字、3行目は空点をつけた西方のもの、4行目は涅槃点をつけた北方のものである。

根部は、やや横幅が短くなっており、欠損ではなく、ほ

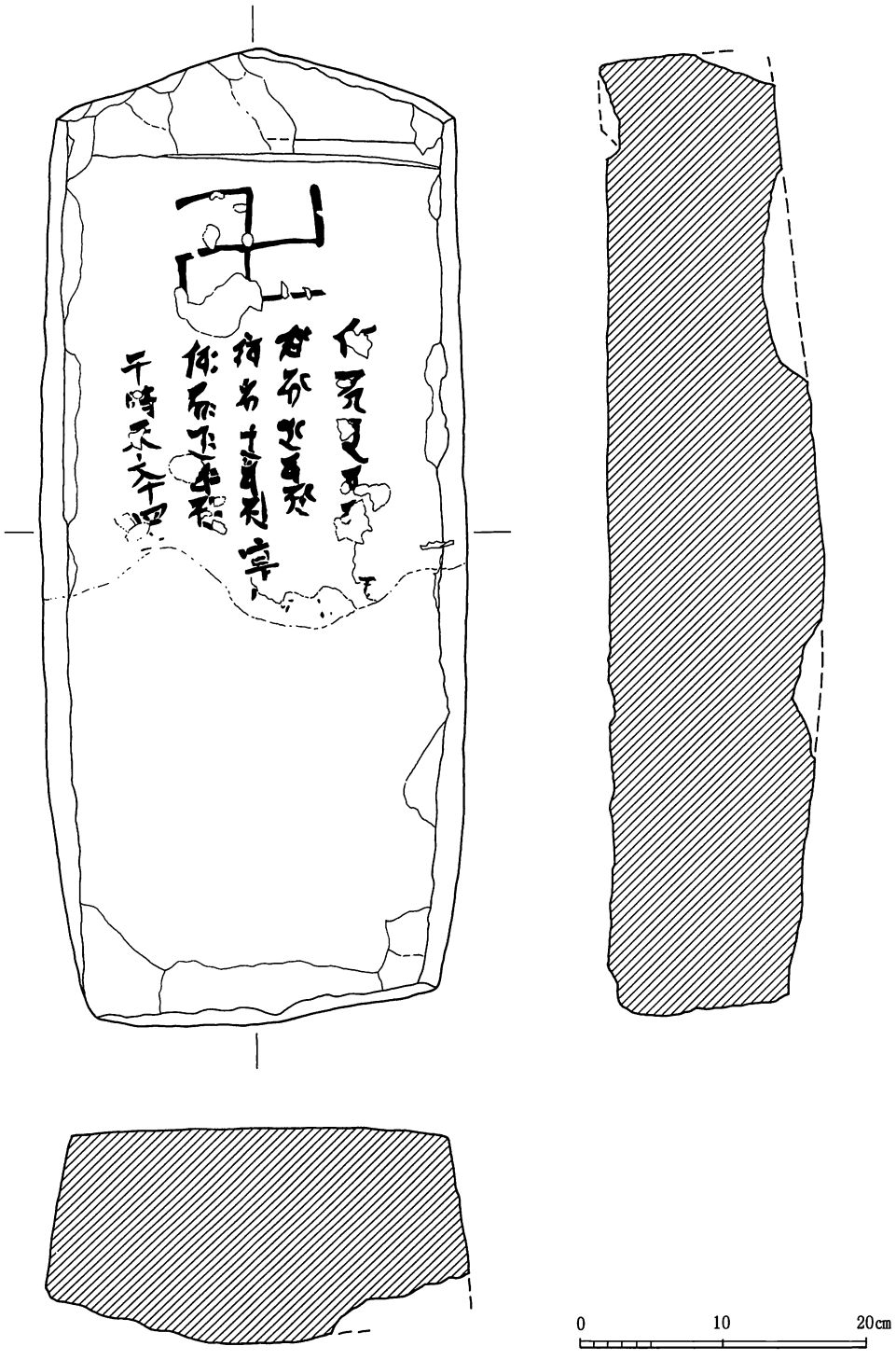

第６図　１号板碑実測図

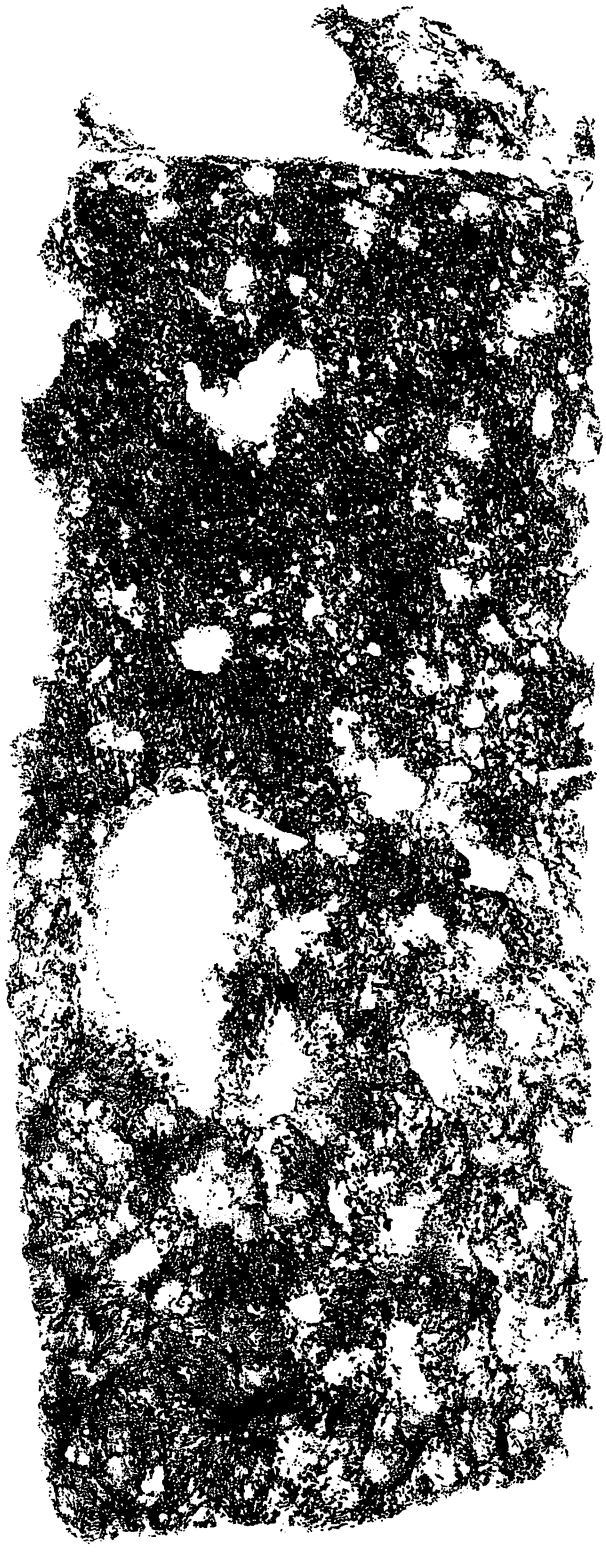

第７図　１号板碑拓本（約30%）

ぼ当初の状況を保っていると考えられ、基礎部との接続部がないことから、このまま地中に埋められていたと思われる。

断面形の正面は平坦で、裏面の中央部がやや張り出している。各面の調整は、正面は極めて丁寧であったと思われ、側面、裏面も造立当初は比較的丁寧に仕上げてあったと思われる。

⑶2号板碑（第8・9・10・11図）

2号板碑は、笠部と本体が残存しているが、本体根部の形状から造立当初は基礎部があったものと考えられる。以下各部について述べる。

①笠部（第8図）

2号板碑笠部は、高さ約17㎝、横幅約47.5㎝、奥行幅約38㎝を測る。

形状は寄棟の屋根形を呈し、4面とも軒の中央部が張り出している。頂部の平坦面はなく、正面と裏面の屋根勾配の上部から内傾気味に立ち上がり、頂部に緩やかな稜線のある丸味を持っ

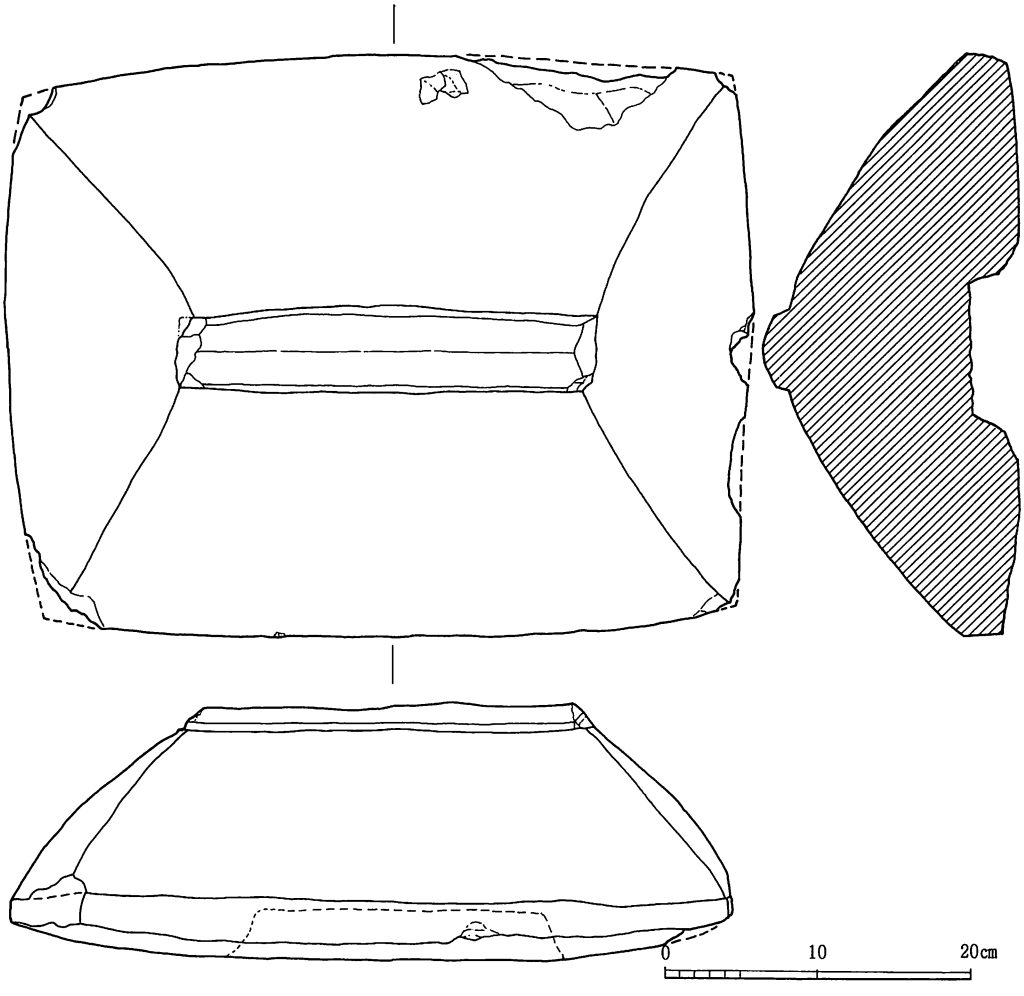

第8図　2号板碑笠部実測図

た熨斗瓦状の隆起で棟木部を造っている。(高さ約1.5cm、奥行幅約5cm)

隆起部下から軒にかけての屋根部は、4面とも緩く起り、軒先はやや内傾させて直線的に造っており、約2.5cmの高さを測る。垂木は表現されていない。

裏面平坦部は横幅約25cm、奥行幅約23cmの長方形を呈し、そこから各面の軒先に1～2cmの比高差で、やや丸味をつけて造っている。平坦面の中央部には本体との接続のための横幅約23cm、奥行幅約13cmの隅丸方形の孔を穿っており、深さは約3cmである。孔の基底面も横幅約19cm、奥行幅約9cmの隅丸方形の平坦面を造っている。4基の笠部中最も形の整った孔である。

残存状態は比較的良好であるが、垂木の両端と軒の角等に若干の欠損が見られ、背面の軒部が苔の影響で、やや剥落している。

各面の仕上げ状態はかなり良好で、裏面の孔内部も他の笠部の孔と比較すると丁寧に仕上げている。

②本体(第9図)

2号板碑本体は、総高約68cm、最大幅約32.5cm、最大厚約19cmを測る。接続部を除く形状は中央部から上下に同じ幅で直線的に造られ、接続部境のやや幅が狭くなった部分にかけて丸味がある。

頂部には、高さ約3cm、基底部横幅約20.5cm、同奥行幅約9cm、上面横幅約17.5cm、同奥行約6.5cmの横長隅丸方形の、笠部との接続のための突起を造っている。この突起と2号笠部の規格は一致し、セットと認定できる。

また根部にも、基礎部と接続のための突起を造り、高さ約13cm、上部横幅約24cm、同奥行幅(厚)約12cm、基底部横幅約19cm、同奥行幅(厚)約9cmを測る。このことから、基礎部が存在したことは明白である。

板碑の中心となる表面の平坦面は、高さが約52cmを測り、横幅は左右に面取があるため全体幅より狭くなり最大で約25.5cmを測る。表面上辺から約3cmと約5cm下方に2条の切り込みを造っている。この2条の切り込みは水平でなく、左端がやや上位に上がっている。1条目は幅約1.5cm、深さ約1cmを、2条目は深さ約1cmで切り込み、稜線を設けず、緩やかに立ち上げて、その下方を額部状にしている。

また、表面上辺から約14cmの位置に、縦約23cm、横約22cm、深さ約2cmの方形の彫り込みを造り、内部に像容2体を半肉彫りしている。像容のまわりは、縦約22cm、横約20cmの方形の平坦面である。像容左側は来迎印の如来像と見られ、阿弥陀如来と考えられ、右側は錫杖と思われる持物と僧形と見られることから地蔵菩薩と考えられる。2体とも蓮座上に立っている。

彫り込みの稜線と像容周囲の平坦面の間の斜面、及び蓮座の蓮弁内には、ベンガラと思われる顔料で彩色を施し、像容周囲の平坦面には、顔料種は不明だが橙色で彩色している。さらに蓮座の蓮弁内の一部には、墨書による縁取り線と数条の線が確認される。

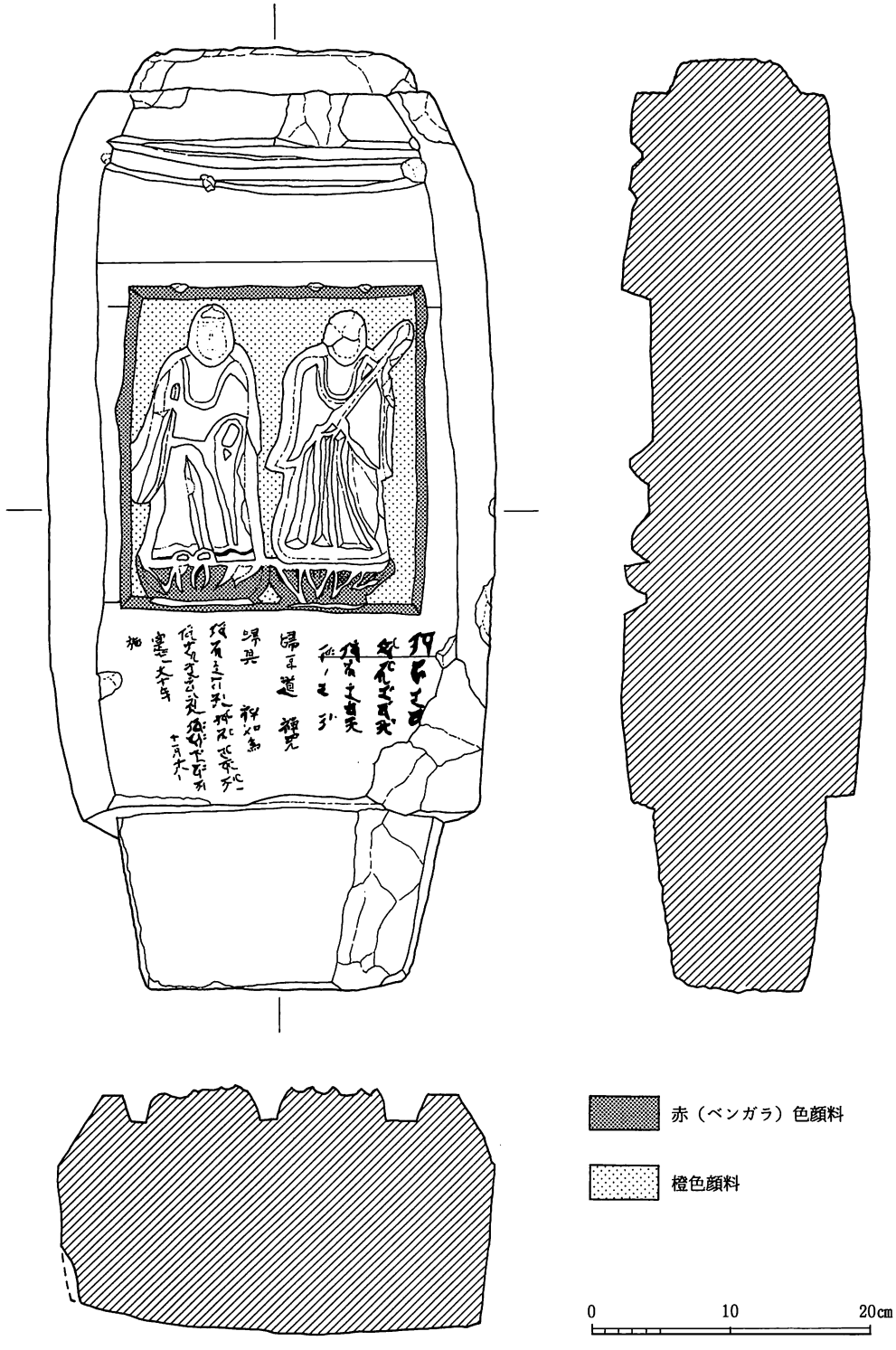

第９図　２号板碑本体実測図

施　寔　ケン　キャ　帰　帰　キャク　ケン　キャー　キャ
□　天　カン　カ
□　文　ラン　ラ　真？□　カク　カン　カー　カ
□　十　バン　バ
　　年　アン　ア　□　道　ラク　ラン　ラー　ラ
　　□
　　十　キャク　キャー　禅　□　バク　バン　バー　バ
　　一　カク　カー
　　月　ラク　ラー　如？禅　アク　アン　アー　ア
　　十　バク　バー
　　八　アク　アー　為　尼？
　　□

また像容の区画の下部には左記のような墨書が確認できた。（片仮名表記は梵字）右４行は１号板碑と同様、五輪塔の四方に見られる梵字を記し、中央部２行には願文が記され（旧字体は当用漢字で表記）、その左に再び右４行と同様の梵字を２行に記している。その左に造立年月日、最後の行に施主（願主）を記したものと思われる。

願文は判読できない部分や確定できない部分もあり、明確に内容を判断できないが、２名の人名（あるいは法名）らしきものが読み取れるため、この二人の供養の目的と解しておく。願主名の部分は表面の剥落で残存していない。天

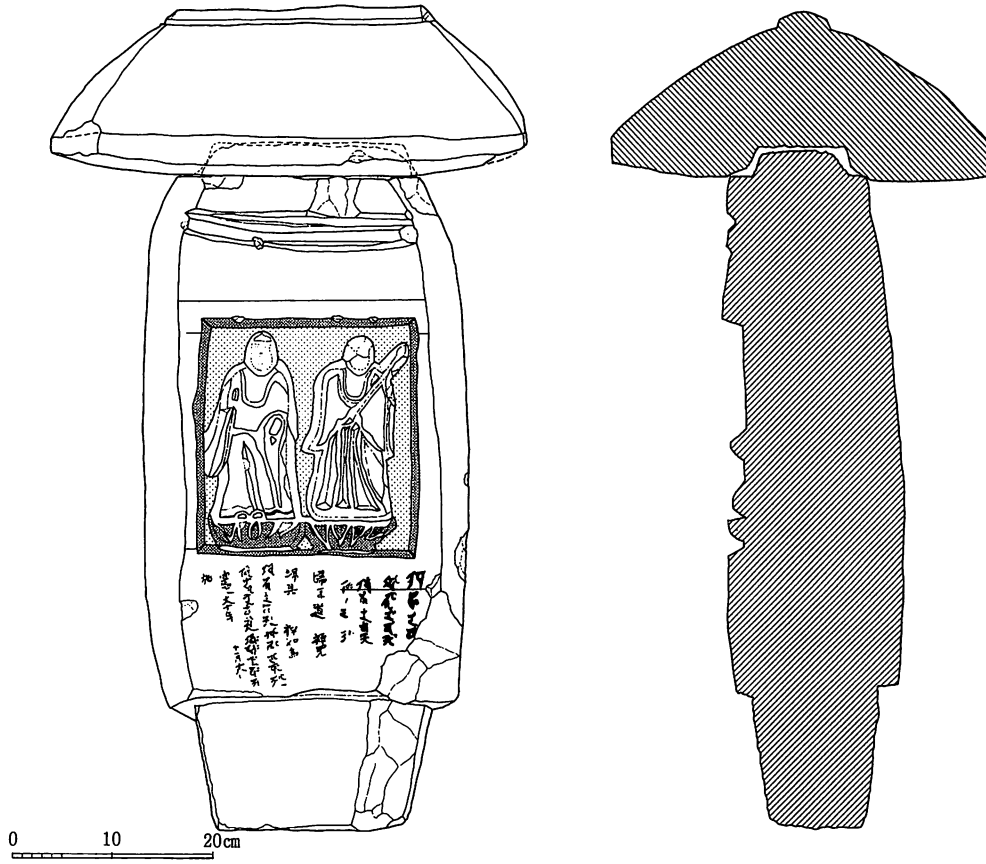

第10図　２号板碑復元図

第11図　2号板碑本体拓本（約1/3）

文十年（1541）の造立で、日付の十八日の結縁日の本地仏は観音菩薩である。

また、像容の方形区画の上部と、同方形区画上位の両脇・下位の左脇、同方形区画下部右側に、割り付けのためと考えられる陰刻による線を確認している。

③2号板碑の復元（第10図）

2号板碑の笠部と本体を図面上で合わせて図示したのが第10図である。基礎部は不明となっているが、本体の根部の接続部の規模からみて、接続部が基礎部の基底面近くまで入っていたと思われるので、2号板碑の総高は約85cm＋αと推定できる。

(4)3号板碑（第12・13・14・15・16図）

3号板碑は、笠部、本体、基礎部で構成され、図面上で復元した総高は約84cmを測り、2号板碑に次いで総高が高くなる。（第16図）

①笠部（第12図）

3号笠部は、高さ約16cm、横幅約39cm、奥行幅約23.5cmを測る。形状は、寄棟の屋根形を呈し、軒は剥落が著しく推定となるが直線的になり、復元した平面の外形は長方形になる。

頂部に屋根上部より1cmほど内傾気味に立ち上げて、推定で横幅約18.5cm、奥行幅約4cmの面を造り、その上の垂木部に断面半円形の隆起を造っている。（高さ約1.5cm、奥行幅約2.5cm）

4面の軒の内側の屋根には稜線が入り、屋根は上部から稜線まで緩く起り、稜線から角度を

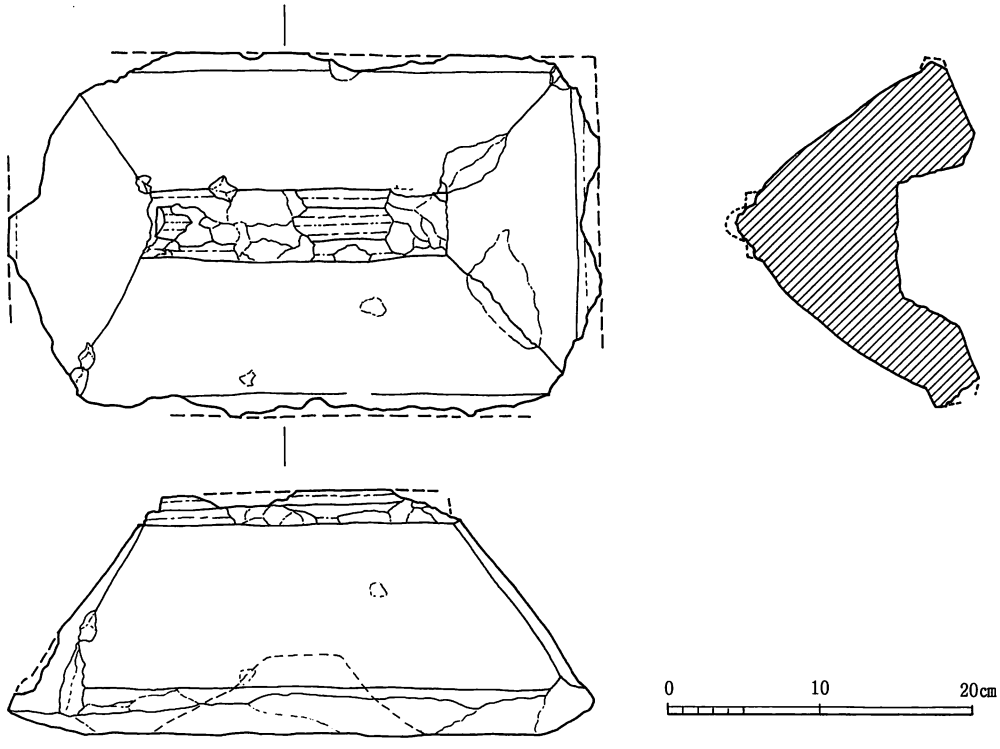

第12図　3号板碑笠部実測図

変えて軒先に至る。軒先も欠損が著しく形状は推定になるが、やや内傾気味に直線的に造っており高さは約1.5cmほどと思われる。垂木は造られていない。

裏面の欠損は特に著しく、形状を明確に推定することはできない。ほぼ中央に2段の孔が穿たれ、1段目は横幅約19cm、奥行幅約15cmの隅丸方形状を呈し、比較的緩やかに切り込まれ2段目の稜線に至る。2段目は横幅約9cm、奥行幅約11cmの不整方形で角度を急にして切り込んでいる。孔の深さは約5cmを測り、仕上げ状態は粗い。

孔内面以外の各面の仕上げは、良好であったと推定される。

②基礎部（第13図）

基礎部は、L字状と逆L字形の2つの石材を組み合わせて構成しており、加工時は同一の材

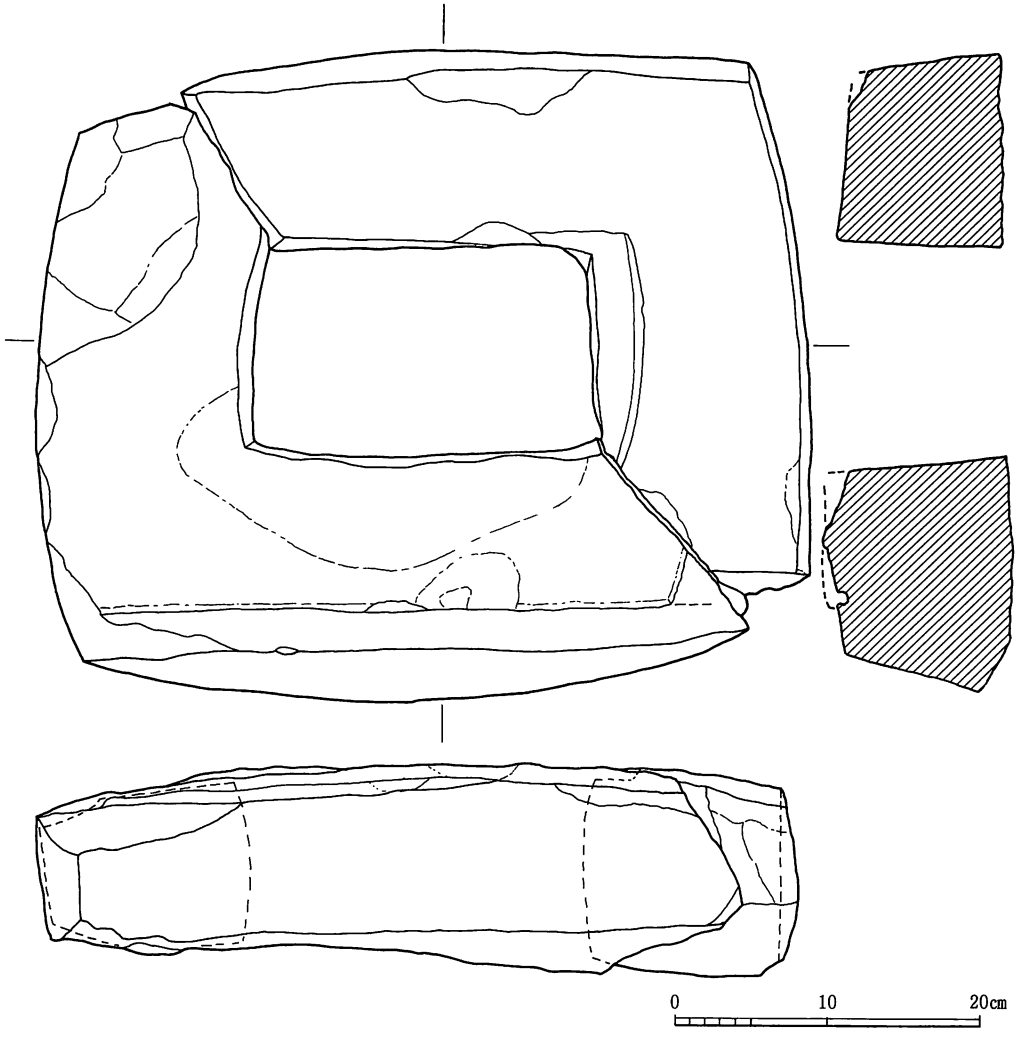

第13図　3号板碑基礎部実測図

であったと思われる。(割れ口を境に前材・後材と呼称する) つなげた状態 (検出状態) での形状は、最大高約13cm、横幅約51.5cm、奥行幅約43cmを測り、やや四面胴張の方形である。内側は中央部横幅約22cm、同奥行幅約14cmの方形の刳り貫きがある形態となる。

前材・後材とも上面は平坦面を造っているが、前材の前面稜線から奥に約2.5cmの位置に稜線と平行する段が造られ、奥が1cmほど高くなっている。また後材右上面平坦面の内側稜線から約3cmの位置に稜線と平行する段が造られ、内側に1cmほど低くなっている。

前後の側面は、基底面から内傾して立ち上がり、両側面は直に立ち上がる。また、刳り貫き部内左右側面は、中位くらいの位置が最も内側に張り出している。

調査前は表土に埋没していたため、各部の欠損が著しいが、地面と接する面以外は、概ね良好な仕上げ状態であったと思われる。

③本体 (第14図)

3号板碑本体は、総高約70cm、最大横幅約23cm、最大厚約18cmを測る。

頂部は、緩やかな山形を呈し、ほぼ中央部に横幅約3.5cm、奥行幅約7.5cm、高さ約2cmの笠部との接続のための突起が造りだされている。

根部にも基礎部との接続のための突起が造りだされ、高さ約11.5cm、上部横幅約18.5cm、同奥行幅 (厚) 約15.5cm、基底部横幅約15cm、基底部奥行幅 (厚) 約11cmを測り、上部から基底部に向けて先細になっている。

前面平坦面の断面形は、両端より中心がやや膨らんだ状態で丸味を持っている。頂部は、やや丸味のある山形を呈し、約5.5cmと約9cm下方に2条の切り込みを造っている。1条目は幅約1cm、深さ約0.5cm、2条目は深さ約0.5cmで切り込まれ、下方に緩やかに立ち上がっている。この立ち上がったあたりの左側に、割り付け用と思われる陰刻線1条を確認している。

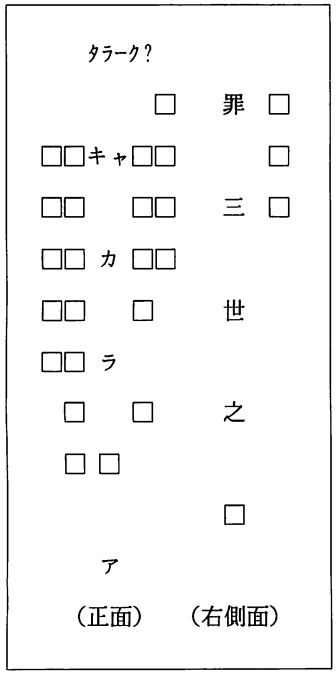

また、正面と右側面は左のような墨書が確認でき (片仮名は梵字、□は墨痕跡)、左側面にも微かに墨痕が確認できるが解読は困難であった。

正面の墨書はやや強引に読み取ったもので、本尊にあたる種子はタラーク (虚空蔵菩薩) と読み取ったが、読み違えでキリーク (阿弥陀如来) の可能性もある。その下は一部読み取れないが、1・2号と同様の「キャ・カ・ラ・バ・ア」で間違いなかろう。左右の2行は墨痕跡のみで解読は困難であった。

右側面の墨書は、正面に比すと残りがよく、左行の「罪三世之」は読み取れたが、その下と右の行は墨痕のみで読めなかった。三世の罪が、過去・現在・未来を表すのか、前世・現世・

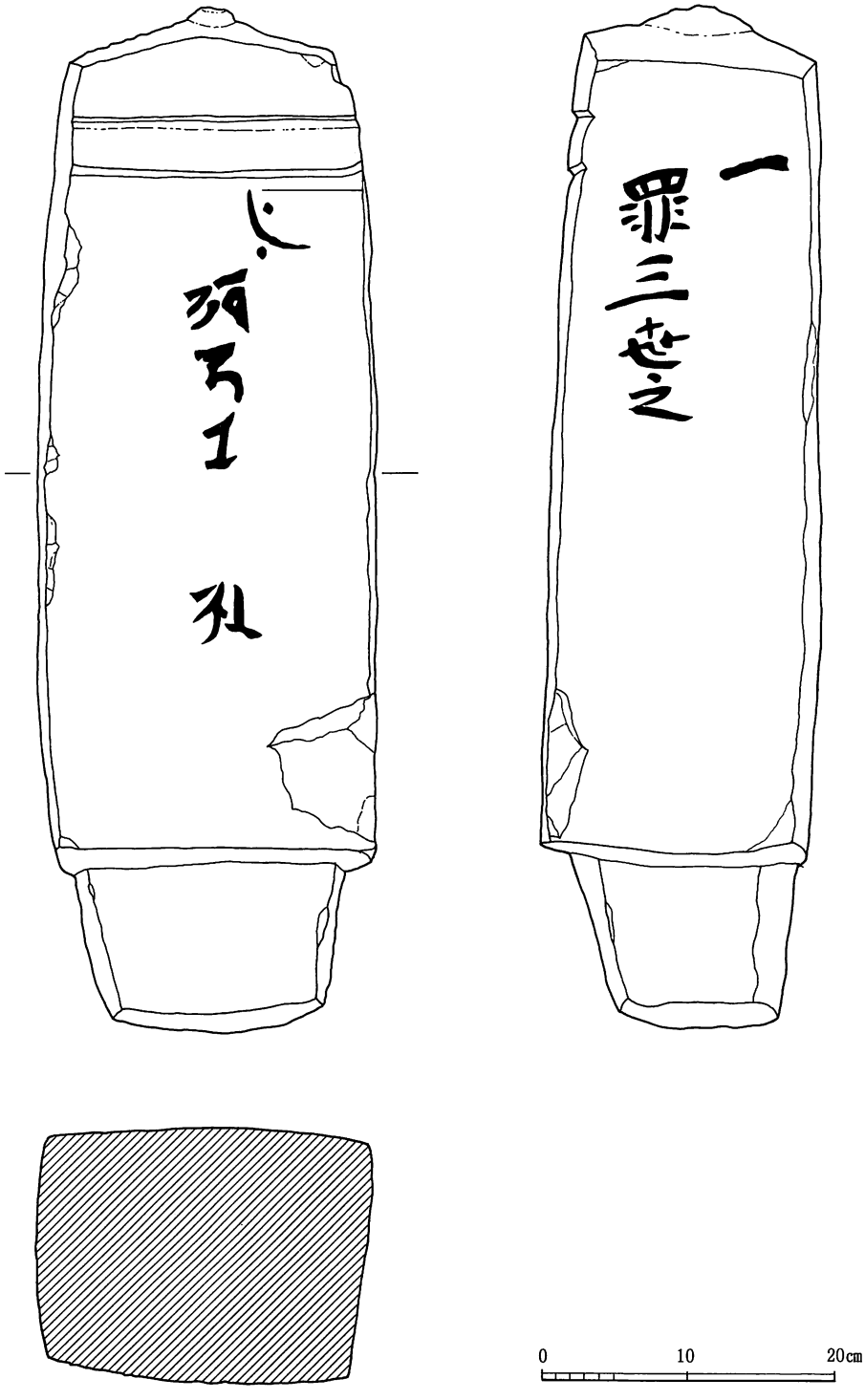

第14図　3号板碑本体実測図

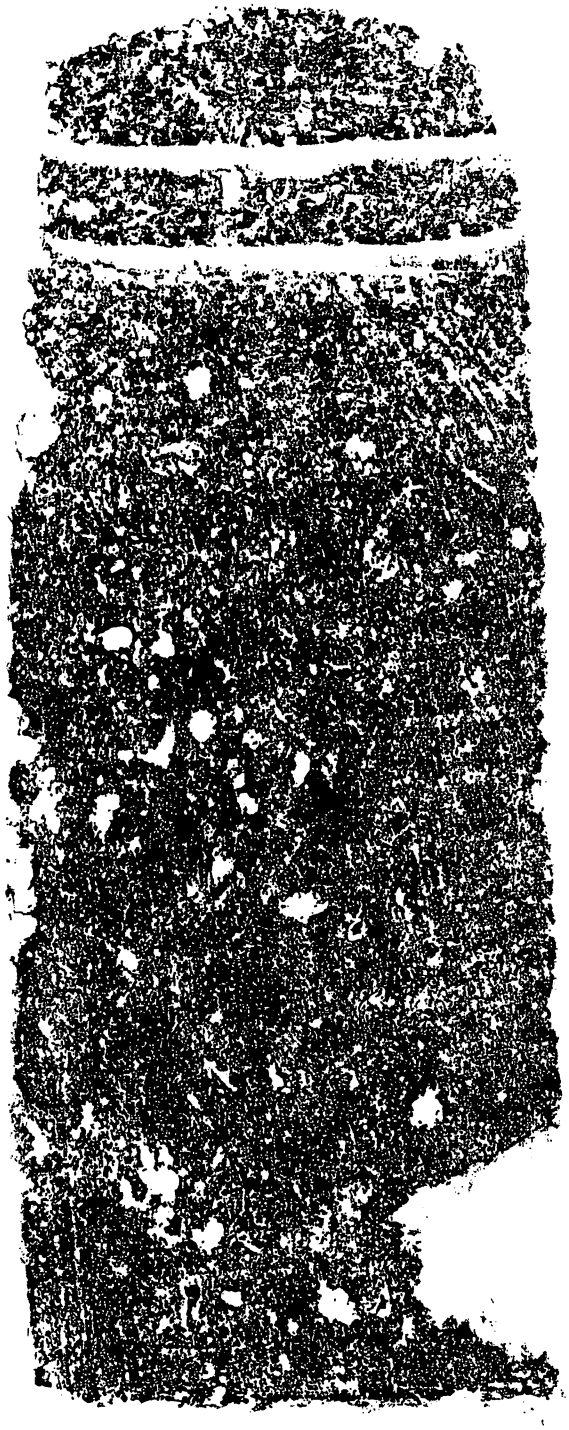

第15図　3号板碑本体拓本（約1/3）

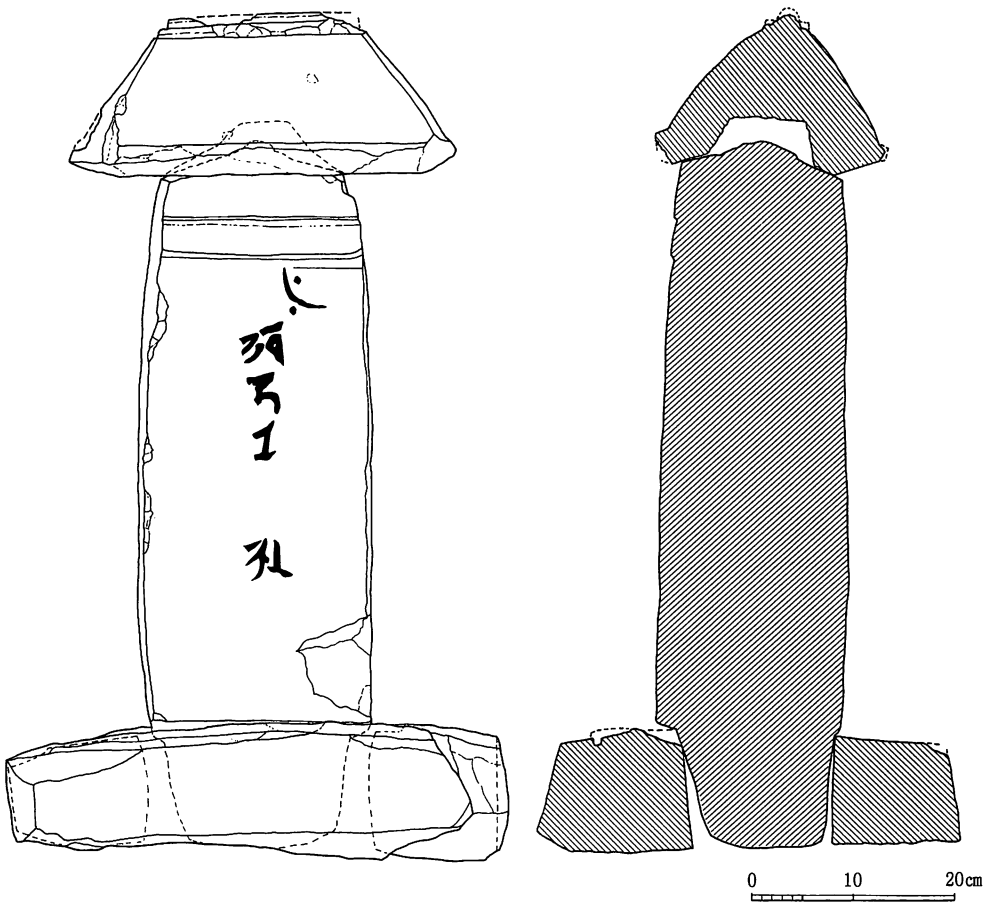

第16図　3号板碑復元図

来世を表すのか、願主を中心とした三代の親族を表すのか、他の意味を示すのかは言及を避けたい。

(5)4号板碑（第17・18・19・20図）

4号板碑は、笠部と本体から構成され、本体根部に基礎部との接続部がないことから、本体を直接地中に埋め込むタイプのものである。復元総高は約65cmを測り、地表上の高さは約56cmと推定される。（第20図）

①笠部（第17図）

4号板碑笠部は、高さ約19.5cm、横幅約40cm、奥行幅約33cmを測る。残存状況は比較的良好で、頂部両端と軒先の一部に剥落や欠損が見られる程度である。

形状は寄棟屋根で、4面とも軒の中央が張り出し、軒角から緩やかな曲線を呈している。頂部は屋根勾配面より内傾気味に1cmほど高くし段を設けて平坦面とし（横幅約24cm、奥行幅約6.5cm）、その上部棟木方向に最頂部に緩やかな稜線の入る断面蒲鉾形の熨斗瓦状の隆起を造っ

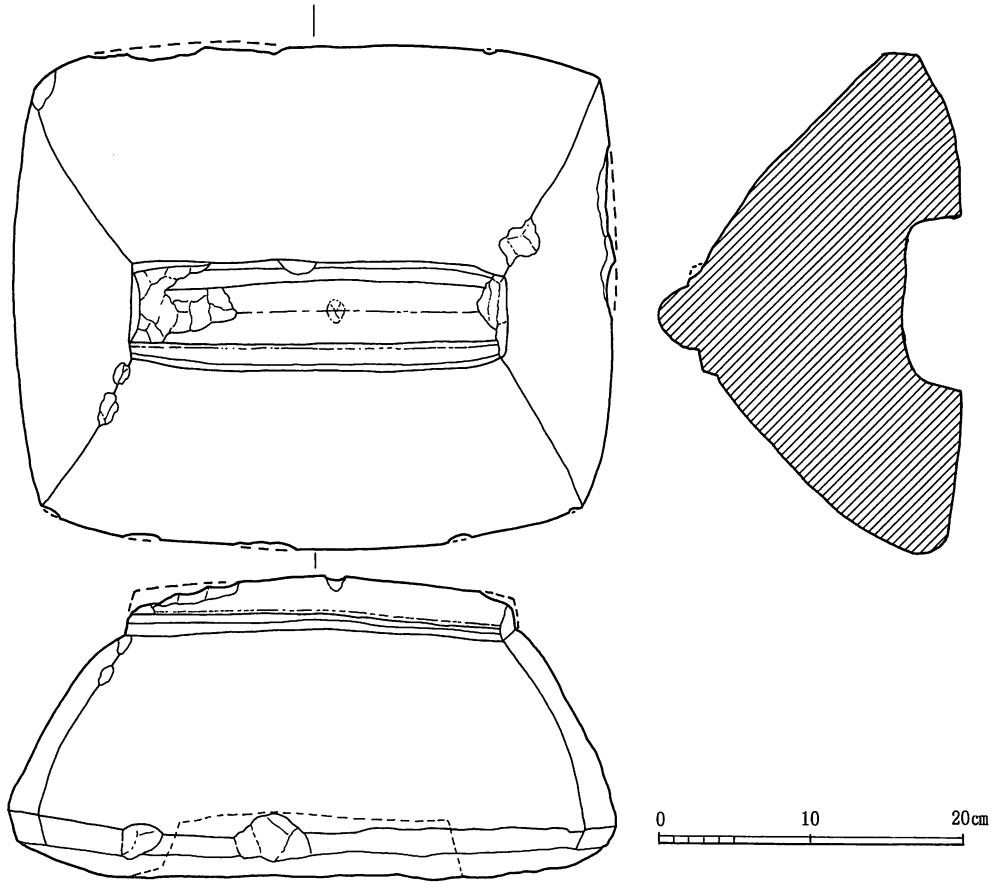

第17図　4号板碑笠部実測図

ている。(高さ約2cm、横幅約24cm、奥行幅約4cm)

屋根面上部から軒先にかけては緩く起こり、軒先は軒方向ではほぼ直に、桁方向ではやや内傾気味で直線的に造っており、高さは約1.5cmを測る。

裏側は他面に比すと欠損箇所が多いが、形状は伺い知ることができる。軒先下端から緩やかな曲線で、横幅約50cm、奥行幅約33cmの方形の平坦面に至り、平坦面のほぼ中央に本体と接続のための孔を穿っている。孔の形状は横幅約20cm、奥行幅約8cm(最大約11.5cm)の棟方向が胴張りの方形を呈し、その稜線から深さ約4cm、横幅18cm、奥行幅約6cmの長方形の基底面に彫り込んでいる。

②本体(第18図)

4号板碑本体は、総高約52.5cm、最大横幅約25cm、最大厚約13.5cmを測る。

頂部は、緩やかで丸みのある山形を呈し、中心から左側に横幅約6cm、奥行幅約6cm、頂部

との比高差約１㎝、左端での比高差約２㎝の笠部との接続用の突起が造りだされている。

横幅は、上方でやや狭く、緩やかに幅を広げながら切り込み付近に至り、そのまま直線的に下端に至る。本体根部に接続部はなく、不規則に切断されており、加工時からの状態と思われる。横断面形は、表面で中央部が張り出し両端がやや下がる。両側面は中位付近が張り出し、裏面は左端から中央付近まで平坦で、中央から右端にかけては、右上がりになっている。表面は、外形と同様の形状で高さ約46㎝、最大幅約22㎝を測る。頂部は緩やかな山形を呈し、山形の頂点から中心線上で約4.5㎝と約8.5㎝の位置に２条の切り込みがある。２条ともやや右上が

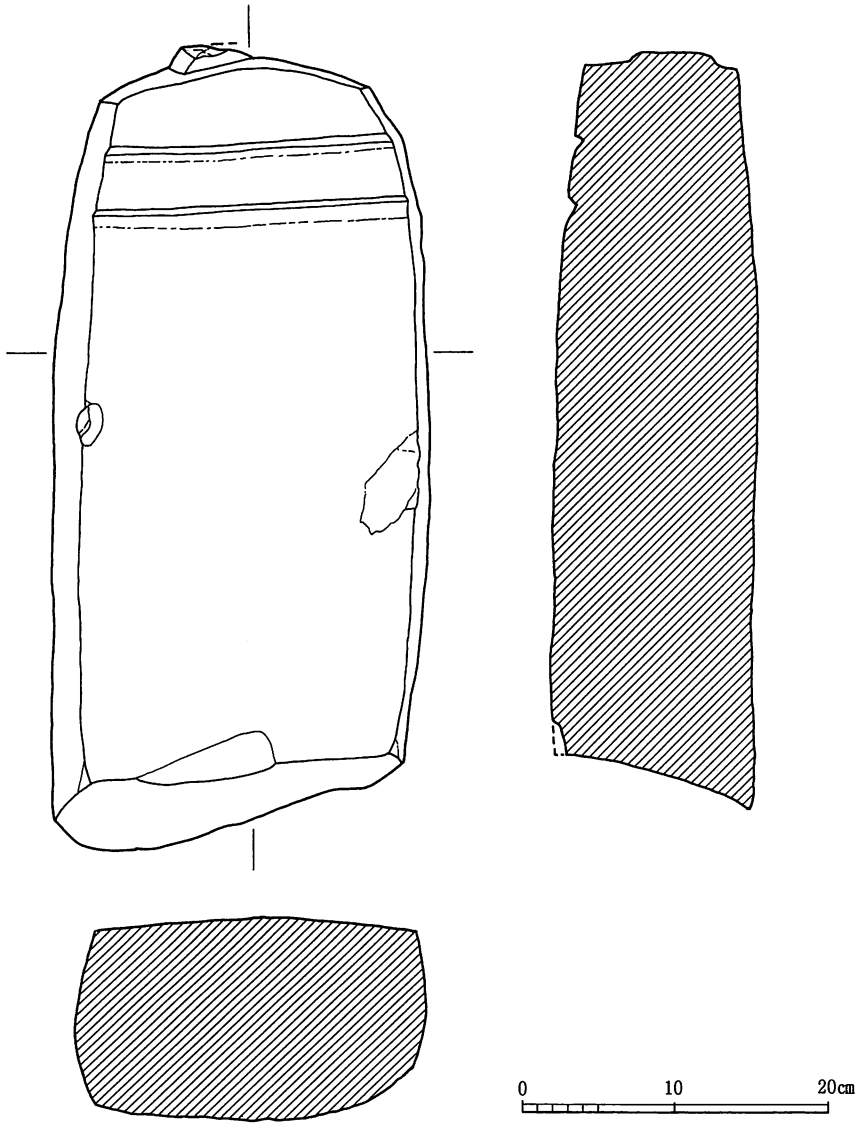

第18図　４号板碑本体実測図

りになっており、１条目は幅約１㎝、深さ約１㎝を測り、２条目は幅約２㎝、深さ約１㎝で、切り込み基底線から下端の切り込み稜線にかけては緩やかに上がっている。

切り込みの下方には、陰刻もなく、他の板碑に見られるような墨書および墨痕跡も確認することができなかった。おそらく、墨書が記されていたものと推定している。

各面の仕上げは、概ね丁寧に仕上げられているが、表面→側面→裏面の順にやや粗くなっている。

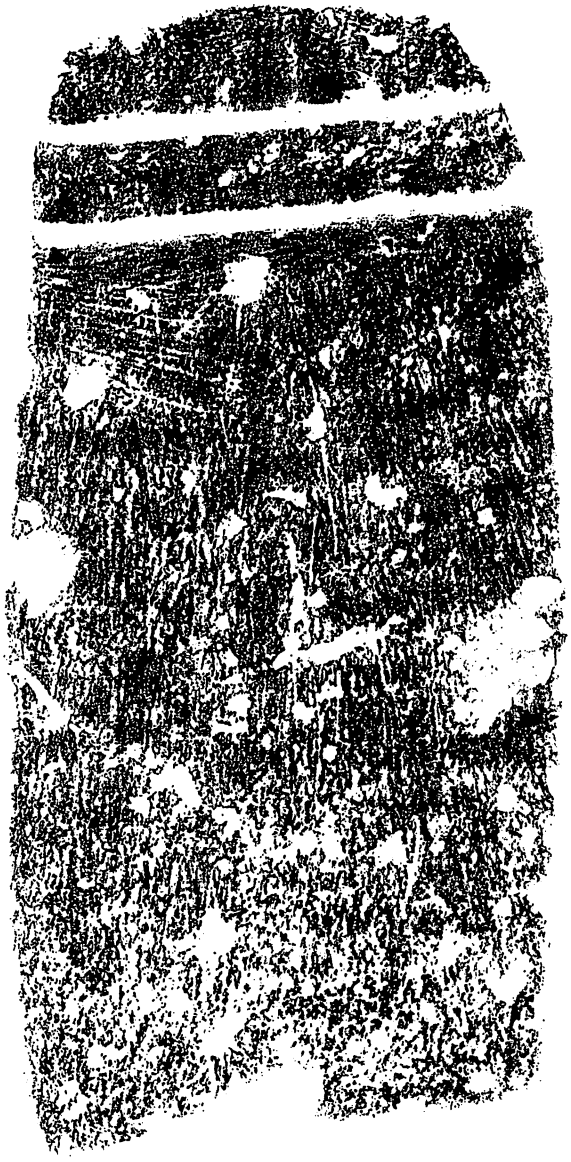

第19図　４号板碑本体拓本（約1/3）

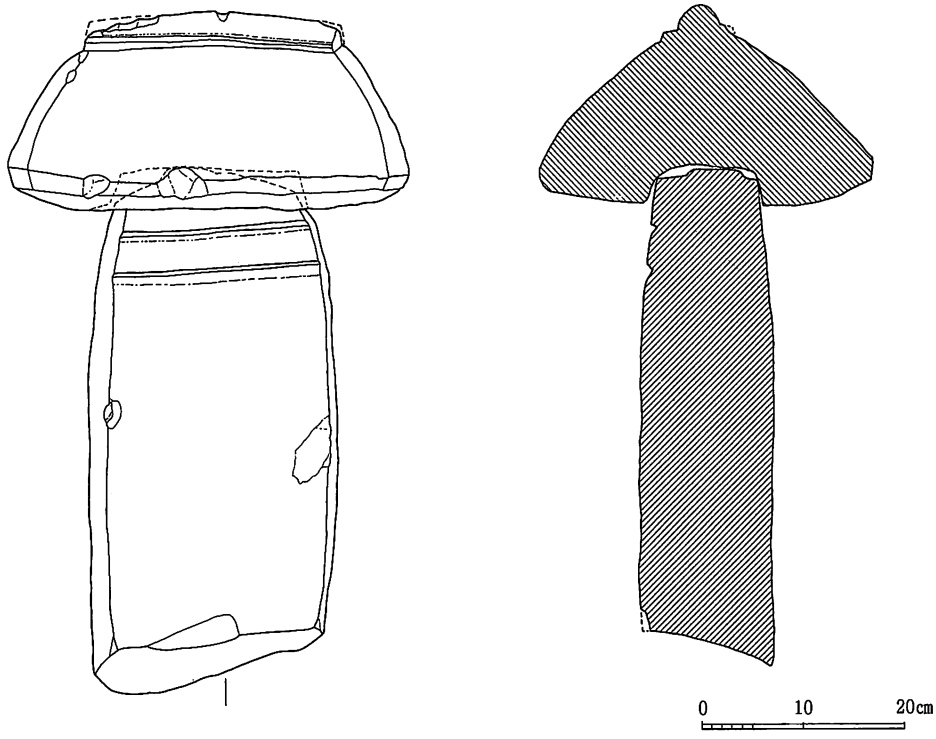

第20図　4号板碑復元図

第Ⅳ章　ま と め

1．調査成果の要旨

(1)板碑群の構成と年代

山川板碑群は、笠部の残欠１基（１号笠部)、独立した板碑１基（１号板碑)、笠部と板碑本体の組合せ１基（４号板碑)、笠部・本体・基礎部で構成されるもの２基（２号・３号板碑、２号の基礎部は所在不明）で構成される。

板碑表面は、４号は消えているが、４基の板碑本体すべてに、墨書が記されていたものと思われる。また２号には半肉彫りの２体の像容も彫られている。

年代は、１号板碑に天文14（1545）年、２号板碑に天文10（1541）年の墨書があり、この２基については確定できる。３号と４号についても、後述する笠部の形態から、大きな時期差はないものと考える。

(2)墨書内容の特徴

墨書については、その内容は板碑により様々であるが、五輪塔に顕著にみられる梵字の、キャ・カ・ラ・バ・アや、その四方展開字を記しているということに共通性が見られる。

(3)板碑の原位置と基壇状石組

板碑群の中で、明らかに原位置を保っていないのは、本体根部に基礎部との接続部があるのに、基礎部が所在しない２号板碑で、１号板碑と４号板碑については、基礎部を有せず、直接地中に埋め込むタイプであるので、基壇状石組が板碑の造立に伴うものであれば、原位置ということになるが、石組石材の中に近世以降と思われる石臼が所在したことから、２号板碑と共に石組造営時に現在の位置に据えられたと考えたい。３号板碑については、唯一基礎部が所在し、地山との間に堆積する土層が薄く、根等により明確に線引きできていないが、基壇状石組側面近くの人為的に盛られた土とは異なる可能性が強いと思われるので、原位置を保っていると考えたい。

2．問題点と今後の課題

(1)板碑形式における山川板碑群の位置付け

山川板碑群の笠部を有するものの形態は、板状の石の上に別石で造った寄棟の笠を置くもので、川勝政太郎氏の定義付けによると、笠塔婆に該当するものである[1]。しかしながら、ここで板碑として取り扱ったのは、前川清一氏の研究成果に従ったものである[2]。前川氏は、九州の板碑が、関東で一般的に言われる板碑の形態とは異なり、その石材により形態は複雑でⅠ～Ⅲ型に大きく分類できるとされている。Ⅰ型はＡ～Ｃの３つに大別され、Ａは自然石、Ｂは関

東型の一般的なもの、CはBの石材の相違により生まれた形態とされているものである。Ⅱ型は、Ⅰ－Aの頂部に石が乗せられたもので、笠塔婆との相違点は、笠塔婆は笠の上が宝珠形という点で自然石や切り妻の石屋根のものは板碑とされている。

山川板碑2～4号の形態は、Ⅰ－Bに近い形の板碑の要素が強い本体に笠部が乗るものなので、板碑として位置付けた。同様の見方をすると、報告書で笠塔婆として報告されている、第1表5・6の坂下例は、2基とも寄棟の笠部を乗せており[3]、板碑として位置付けることができよう。坂下例は、山川例と類似しているものの、屋根部の返りや、垂木の表現、本体の諸要素（三尊半肉彫・切り込みなし・接続部の形態）などで、異なる点も多い。しかしながら、自然石でない形態の板碑に笠部が乗る類例は、私見によると他に見られず、北里と下城という近接した地域の比較的狭い年代幅に両者が存在することは偶然ではあるまい。（坂下例は1496年と1554年の記年銘）

九州で、石材や地域で複雑多岐に展開していく板碑形態の中で、現在知られている資料から言えることは、板碑本体に笠部が乗る形態は、この地域に独自に展開したものということである。像容形態や笠部の垂木表現など、坂下例にやや優れた点が見られるのは、造立階層の差によるものなのか、政治的な背景が絡むのかは、今後の課題であろう。

⑵各板碑の前後関係（第2表）

規格の大小では、全部位を通じて、明確な傾向を見いだすことができなかった。そこで、形態的に見てみると次のようになる。

まず、笠部を除いて、本体のみで前後関係を考察してみよう。記年銘を信頼すると、2号→1号は確定する。この2者を形態的に直接比較することは、若干問題があるが、あえて比較してみると、切り込みが2号では2条だったものが、1号では1条になっている。頂部が2号では直線だったものが、1号では鋭利な山形となっている。また、本体正面が2号では大きな面取りを施しているが、2号では見られず、設置についても、基礎部を有していたものが、直接埋め込みとなり、全般的には退化傾向が伺える。頂部が直線的なものに笠部がのる形態は、第1表の坂下（1496）例、同坂下（1550）例にも見られ、頂部山形は、第1表佛山経塔（1572）例に見ることができ、現在把握できている在記年銘板碑から見ると、頂部直線が山形に先行する形態の可能性がある。切り込みについては、佛山経塔（1572）例に2条の横線があると報告されているので[4]、一概に退化傾向とは言えない。

そこで、本体及び設置状況で前後関係を推察すると、2号から、頂部が緩やかな山で、基礎部を有する3号へ、3号から頂部同形態で直接埋め込みの4号を経て1号へ、すなわち、2号→3号→4号→1号という前後関係が推察できる。

次に、笠部の形態から前後関係を推察してみよう。笠部においても、仮に退化傾向を前後関係の基準にしてみると、軒と屋根部の境に段があり、軒先が直線的で、棟に段を有する3号笠

第2表　板碑細部比較表

（単位　cm）

	笠部						本体						記年銘（西暦）	その他
	高さ	横幅	奥行幅	軒段	軒形	棟段	高さ	横幅	奥行幅	切り込み	頂部	接続部		
1号笠部	17	36	28	なし	胴張	あり	−	−	−	−	−	−	−	笠部のみ
1号板碑	−	−	−	−	−	−	68.5	30	15	1条	鋭山形	なし	1545	単独
2号板碑	17	47.5	38	なし	胴張	なし	68	32.5	19	2条	直線	上・下	1541	像容2体
3号板碑	16	39	23.5	あり	直線	あり	70	23.0	18	2条	鈍山形	上・下	−	基礎部あり
4号板碑	19.5	40	33	なし	胴張	あり	52.5	25	13.5	2条	鈍山形	上	−	墨書消失

部が先行する形態となり、軒境に段が無く、軒先が胴張りで棟に段を有する1号笠部・4号の笠部が続き、最後に棟段のなくなる2号笠部となる。すなわち、3号→1号笠部・4号→2号となり、退化傾向を基準にすると本体と同じ前後関係にはならない。前述した坂下例との比較は、形態的な特徴が異なり、比較することは困難である。

このように、前後関係の決定には確定的な要素がなく、現時点で決定することはできない。今後の課題としては、先行形態となる資料や、未知の在銘資料の発見をまって、板碑全般の地域における形態変遷の概要をつかむことが必要であろう。

(3)山川板碑群の造立目的

造立目的を考察する上で、最も直接的な資料は、銘文と下部遺構である。

銘文の残る1号・2号・3号に共通して見られるものは、前述した五輪塔の東方の梵字（キャ・カ・ラ・バ・ア）と、これに切継点を加えたものを、他の3方向にあてたものである。3号板碑は東方の梵字のみであるが、五輪塔の例でも東方のみを記し、他を無地にしているものが多い。

五輪図形そのものは平面的だが、立体的になると、曼陀羅の四門に擬してこれを記したという説もある。この四門は、葬場の四門に通じるものであって、五輪石塔が墓地のものであることを証明しているといわれている。[5]

3号板碑が原位置であるとすれば、下部には埋葬遺構がないので墓標的な要素はなく、他の葬送儀礼に関する可能性が考えられる。台地上の墓地が中世まで遡るものであれば、墓域と集落との結界を示したもの、あるいは追善、逆修供養のためにに造立されたものということにな

る。

いずれにせよ、造立場所が比較的近接地で、時期が16世紀中頃に、各板碑それぞれ、あるいは同一の目的で造立された板碑が、近世以降に墓道脇に集められ（3号は原位置の可能性が高い)、周囲に基壇状の石組が造られたと思われる。

ちなみに、板碑の向きは4基ともほぼ南西で、これが日没方向を意識したものか、裏鬼門を意識したものか、地形による向きで単なる偶然か判然としない。

註(1) 川勝政太郎『新版石造美術』誠文堂新光社 1981

(2) 第Ⅱ章文献(3)に同じ

(3) 第Ⅱ章文献(1)に同じ

(4) 註(3)に同じ

(5) 薮田嘉一郎『宝篋印塔の起源・続五輪塔の起源』綜芸舎 1966

中世後期の小国郷の様相

熊本県教育庁文化課　青木勝士

１　阿蘇本社領としての小国郷

中世の小国郷は北郷・中郷・東郷・西郷・南郷・小国郷からなる、阿蘇郡一円を荘域とする郡名荘園の阿蘇本社領（阿蘇荘）の一部に属し、阿蘇大宮司の支配を受けている。

元徳元年（1329）から正慶元年（1332）までの阿蘇社造営に際しては、元徳２年（1330）２月23日[註1]に「小国宮原六家内」に料木６本、四祝分として小国郷内冠形郷に４本、空志津里・平瀬に各１本が賦課され、正慶元年（1332）９月２日[註2]には小国24家分の造営料釘・懸縄が賦課されている。さらに正平７年（南1352）[註3]の阿蘇社上葺葺替えに際しては、二宮裏面部分を「小国ヨリ一所北里上田満願寺領」が、四宮裏面部分の一部を「小国ヨリかむり方」が負担している。また正平17年（南1362）11月28日付阿蘇山衆徒等料足日記写[註4]には、阿蘇山本堂造立供養料足の「地頭御分」として、小国郷内穴田４町の「毎年得分物四十石五ヶ年御寄進之」が充てられていたことが記され、正平18年（南1363）閏１月25日[註5]に阿蘇社造営に際して「一、おくにのふん、はしら十六ほん」が阿蘇社造営料木として納められている。そして、阿蘇社の年中行事の一つであった高橋神・火宮神を祭る両神社（小國頭）の、毎年11月中の酉の日酉の刻から始まり、６日間行われる両神社神事の料足四石八斗も、小国郷内25ヵ所の寄合が負担している[註6]。

このように小国郷は阿蘇本社領の荘内郷村として、他の荘内村落とともに阿蘇社社殿・阿蘇山本堂造営などの費用を負担して阿蘇社を経済的に支えていたのである。そして阿蘇社も阿蘇本社領内の荘内村落に経済的に依存することによって宗教的行事を維持することが可能であったと云うことができる。

２　阿蘇氏領域支配体制下の小国郷

鎌倉幕府から認められた鎌倉期の阿蘇本社領の中には小国郷は含まれておらず[註7]、元弘３年（1333）11月４日付雑訴決断所牒[註8]で建武政権から、同年７月の阿蘇惟時ら一族の上洛の勲功として、大宮司阿蘇惟直に阿蘇荘一円支配が認められ、この段階で小国郷も阿蘇本社領の一郷村から阿蘇氏の支配領域の中に組み込まれていったものと思われる。さらに延元４年（南1339）４月に南朝方の阿蘇惟澄追討のために小国郷に在陣していた仁木義長代官古子次郎に対して、阿蘇惟澄が高知尾一族（宮崎県西臼杵郡高千穂町）とともに古子勢を追い落とした後、郷内に城郭を構えて支配領域の境界線の防備を固めている[註9]。このことから、古子次郎追落を契機にして、阿蘇惟澄は完全に小国郷を支配領域に組み込むことに成功したのである。

そして小国郷北部の豊後国に接した下城（小國町下城）を姓とする下城左馬助重昌（甲斐出羽守重安の子）が阿蘇氏の重臣甲斐氏の系図に見え[註10]、天文１２年５月２９日に隈荘に入封したとされる隈荘甲斐守親昌の母に下城重昌女と見えることから、阿蘇氏は小国郷支配の中心的役割を重臣甲斐氏一門の下城氏に期待して、配置したものと考えられる。

このような阿蘇氏による小国郷支配の実態は、阿蘇氏家臣の冨野惟世が永享９年（1437）９月５日付[註11]で在地領主の矢津田孫太郎に松山村内の田一町二丈と松尾道心分・常楽坊半分の畑地を宛行っていることや、文明16年（1484）５月９日付[註12]で阿蘇惟忠が矢津田因幡守に「小国之内炭切居屋敷」を宛行い、明応７年（1498）３月18日付[註13]で阿蘇氏奉行人北里義繁・冨迫兼貞の連署で矢津田因幡守に畠四段・山田（阿蘇町山田）之内しやうかく屋敷・ひしりまちのしりのきれ田一段が宛行われ、阿蘇惟豊が永正９年（1512）１月11日付[註14]で矢津田左京亮に鬼山三段[註15]と「御名字之地」小国西里之内垂水（小國町黒渕）一町・湯元七段を宛行い、室原越前守に小国中原之内坂下（南小國町中原）二町二段を宛行っていることから、土地処分権を持った阿蘇氏の実質的な小国郷での領地支配体制が確立されていたと見ることができる。

小国郷一帯が戦乱の場として登場するのは、永正13年の朽網親満の乱に際して、大友親敦（義鑑）が永正13年（1516）９月２日付[註16]で、小国郷の在地領主矢津田左京亮・室原藤次郎に対して「朽網兵庫頭同意之族引起一乱」を報じ、阿蘇惟豊と協議して「讒者成敗儀定候」としたことを示して、領内での親満与党の検断を依頼したことに見ることができる。

［史料１］永正13年（1516）９月２日付大友義敦（義鑑）書状（切紙）［室原文書３］

如存知其方事、代々申承候、就中惟豊別而無等閑候之處、朽網兵庫頭同意之族引起一乱候、雖然惟豊申談、讒者成敗儀定候處、以右凶徒所行、被乱足候、不及是非候、併衆徒衆当家同心之条、惟豊帰鞍之儀、可申談候、本望候、猶老共可申候、恐々謹言

九月二日　　義敦（花押）

室原藤次郎殿

［史料１］と同日付同文が矢津田左京亮にも発給されているが、ここで大友義敦は矢津田左京亮・室原藤次郎を「如存知其方事、代々申承」っている者として捉えており、永正13年以前から大友氏と小国郷の在地領主が関係を持っていたことが推察される。そしてさらに「惟豊帰鞍之儀、可申談候」としていることから、矢津田・室原氏などの小国郷の在地領主層の上層権力に阿蘇氏が存在していたことが理解される。それは阿蘇惟豊がが阿蘇惟長・惟前を薩摩に追放し、鞍岡（宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町鞍岡）から矢部（矢部町城平）に帰還し、大宮司職を回復した後の論考功賞で、永正14年（1517）５月２日付[註17]で阿蘇惟豊が「任累代之旨、今度忠功之次第、誠神妙者也」として、室原駿河守に室原（小國町室原）二町・黒渕（小國町黒渕）七段・槐木五段を宛行い、矢津田左京亮には「守次第相続之旨、北里次郎さ衛門尉以同意忠貞之段、不可有忘却者也」として、井之本七段・垂水（小國町黒渕）一町を宛行い、北里次郎左衛門尉に「去弓箭以来、曾祖父之忠節無漂連続、

誠無比類旨、於永代不可有忘却者也」として、「代々名字地六十町・堅田二町・室一町並為加恩上田三町・湯田三町三段宛行」っていることからも理解される。

これらの事実は、北里氏をはじめとする小国郷の在地領主が阿蘇惟豊に従って阿蘇惟長・惟前党鎮圧のために出陣していたことを示している。この中で注目されるのは、「守次第相続之旨、北里次郎さ衛門尉以同意忠貞」した矢津田氏と、北里氏の関係である。次にあげる史料に、阿蘇氏領域支配体制下の小国郷での北里氏の役割を見ることができる。

［史料２］永正14年（1517）５月２日付阿蘇惟豊宛行状［北里文書２］

去弓箭以来、曾祖父之忠節無漂連続、誠無比類旨、於永代不可有忘却者也、仍代々名字地六十町・堅田二町・室一町並為加恩上田三町・湯田三町三段宛行訖、然小国役職事、如前代格護無余儀處、此方意見以得心、小国向後之収、別而銘肝腑處、連々可顕心底者也、弥守次第相続旨、可抽忠貞、殊有限、御神事諸公役等、不可有怠慢状如件

永正十四天丁丑　五月二日　　惟豊（花押）

北里次郎左衛門尉殿

この文面から、北里氏は阿蘇氏領域支配体制の中で、小国郷における行政・軍事両面での、阿蘇氏の代官的役職「小国役職」に任じられていたことがわかる。このため北里氏は矢津田氏など小国郷内の在地領主の寄親的役割を果たしていたものと見られる。この背景には、北里氏が本姓を大神氏系綿貫氏とし[註18]、元亨４年（1324）10月２日に綿貫次郎左衛門入道契実が、鎌倉幕府から満願寺北坊以下隆経進止所領諸職等の相続に必要な文書を巡る隆済と隆賢の相論に関する事実関係の調査を命じられる[註19]ほどの、北里（小国町北里）を本領とする有力在地領主であったことがある。この伝統的に小国郷に影響力を持つ北里氏を、阿蘇氏は「小国役職」に任じることによって領域支配体制内に取り込み、小国郷への支配のスムーズ化を図ったものと見られる。しかしその一方で、室原左馬助宛の阿蘇惟豊感状の中で「猶下城右京亮可達候」[註20]と、阿蘇惟豊の意思を室原左馬助に伝達する人物として下城右京亮が登場しており、前述した下条氏の政治的な性格から、この人物は阿蘇氏側の小国郷代官的役割を持っていたものと推定される。ここに郷内の既存勢力を利用しながら、支配力を在地に浸透させながら実務を行い、その一方で、直臣を郷内の要所に配置して直接支配を指向する阿蘇氏の領域支配構造の実態が見えている。

永正14年に阿蘇惟長・惟前与党との戦闘が終息した後、阿蘇惟豊は木口での戦闘の感状を永正14年（1517）５月４日付[註21]で室原左馬助に、永正15年（1518）１月12日付[註22]で矢津田左京亮・室原三河守に発給している。だがこの後鞍岡番に参陣していた室原三河守に恩賞として与える欠所がなく、室原左馬助から訴訟される事件が起こっている[註23]。この訴訟事件は永正16年６月15日まで続き、途中瀬田弥七左衛門の旧領が欠所になっているとの噂が流れたり、永正16年初秋までには沙汰するといった交渉が行われたりしたが、結局棄却されて終わっている。この一

連の恩賞を求める在地領主一族と阿蘇氏側のやり取りには、阿蘇惟豊が大宮司職回復直後にあって、混乱していた領域支配体制の再建過程の一端が見えている。

このようにしながらも阿蘇氏領域支配体制は再建され、天文13年（1544）4月8日[註24]には阿蘇惟豊が北里左衛門尉の「親父以来忠義之節目、以続累年之忠功」を賞して、阿蘇郡上井手（一宮町中通）之内二町・小国之波居原（南小国町満願寺）八町・同上上仁田一丁・同田原（南小国町満願寺）一丁廿を宛行い、阿蘇郡内で安定的な領域支配を展開している。

3　大友領国体制下の肥後国の中での小国郷

天文3年（1534）の大友義鑑による菊池義武討伐を契機にして本格的に大友氏の勢力が肥後国内に及ぶようになり、室原伊豆守が天文3年3月16日に行われた腰尾原合戦（益城町木山）に大友方として参陣している[註24]。しかし、この段階の小国郷の在地領主に発給された大友義鑑書状[註25]には文末に「追而惟豊申談」「惟豊可申談候」[註26]とあって、阿蘇惟豊を通して大友氏が接触していたことが理解され、在地領主の直接的上層権力として阿蘇氏が存在していることが確認される。だが、天文12年（1543）5月に大友義鑑が室町幕府から肥後国守護職に補任され、公的に肥後国支配権が認められるようになると、大友氏の影響力も強まり、北里加賀守に「肥後国之内五拾町分」[註27]を預け置いている。

天文19年（1550）2月12日二階崩れの変で義鑑が没し、家督相続した大友義鎮の代になると、さらに肥後国の大友領国化が進められてゆくことになる。二階崩れの変に乗じて蜂起し、阿蘇惟豊を頼って南郷（阿蘇郡南郷谷）に敗走してきた入田親誠父子を誅伐するように北里兼義に依頼した、天文19年3月8日付大友義鎮書状[註28]には「此節惟豊厳重被加下知、悉於被討留者、永代不易可申談候、此等之儀、以兼義入魂、任所存候」と記され、阿蘇惟豊と「入魂」者北里兼義を同格に扱っている。また、北里兼義に肥後国山鹿郡之内高橋（鹿本町高橋）分十四町・同郡之内幸野分五町・菊池郡之内繁根木（玉名市繁根木）八町・同郡之内経之坪三町分を宛行った、天文19年閏5月16日付大友氏年寄連署奉書[註29]では「任御判之旨、可有知行」とあって、大友義鎮の「御判」を唯一の知行の根拠にしている。このような大友義鎮の領国化政策の方向性は、次に挙げる史料に顕著に現れている。

［史料3］天文19年（1550）閏5月16日付大友義鎮書状［満願寺文書7］

就義武退治之儀、小原遠江守至其堺出張之段、申付候之条、諸勢急度可越山議定候、毎事可預入魂候、肥後国可任所存事、不可移時日候、於彼国中一寺可預進之候、在所柄被相閊目、重而承、以一行可申候、恐々謹言

閏五月十六日　　義鎮（花押）

満願寺殿御同宿中

このように大友義鎮は菊池義武討伐を名目にして肥後国方分小原鑑元を派遣し、「肥後国可任所存事、不可移時日候」とした、肥後国の大友領国化が進めていったことが理解される。こ

こに肥後国一円支配をめざす大友領国化政策の中で、阿蘇氏領域支配体制は破綻し、次第に解体され、北里氏は大友氏の直臣化し、小国郷は阿蘇氏の直接支配から離れることになったのである。そして、この変化は在地領主層にも影響を与え、矢津田右衛門尉は大友直臣になった北里氏に近づき、元亀３年（1572）３月20日に北里永義から「氏大神家之字」である北里姓と北里氏の通字である「義」字を与えられている[註30]。このように在地領主層の中でも、阿蘇氏を頂点とする阿蘇領域支配体制から脱する変化が起こり、郷内の階層秩序が変質したことが理解される。

しかし、阿蘇氏領域支配体制が破綻したとはいえ、小国郷は領域的には伝統的に阿蘇本社領であり、大友氏の領国支配体制の中で、天文19年閏５月16日以後も在地レベルでは阿蘇氏の勢力が温存されている。このことは使僧の功賞として満願寺密教坊に、豊田之内古閑之村（一の宮町三野）七段三丈並守山之内せっしゅ寺三町を、天文19年12月８日付で宛行っている阿蘇惟豊判物[註31]や、満願寺領を安堵している。天文22年（1553）３月14日付阿蘇惟豊判物で確認することができる。特に永禄３年（1560）10月11日に阿蘇氏家臣７名の連署で、中原口合戦（南小国町中原）で戦死した満願寺西坊北掃部頭の跡を息子赤房丸に相続させるように満願寺北坊に指示する[註32]など、寺内人事に強力な発言権をもって、小国郷内に影響力を残していることには注目される。

４　戦乱の中の小国郷

小国郷では大友・阿蘇氏の二重支配構造を見ることができたが、天正８年（1580）９月21日の詫間原合戦（熊本市大江町波瀬一帯）[註33]を皮切りに島津氏が肥後国に進出し始め、室原千四郎が阿蘇惟将の配下で大友方として出陣している。小国郷へは天正12年（1584）10月２日に島津方に応じた牢人等が小国郷堺に攻め寄せ、大友方の阿蘇惟将配下の矢津田監物允・矢津田右衛門尉・室原又七郎・室原掃部助・室原駿河守・室原孫太郎・室原与次郎が手水野口（小国町手水野）合戦[註34]で戦闘し、天正13年２月14日には室原口（小国町黒渕）合戦[註35]で室原駿河守・室原又七郎が防戦し、開戦以来、天正13年３月10日には北里和泉守・北里惟昌が北里に篭城して防備を固めている[註36]。

これに対して島津方は小国郷への進出を図るために小国郷の在地領主層に内応を働きかけ、島津方に応じた下城伊州が攻め寄せ[註37]、矢津田監物允が対戦している。また天正13年３月６日まで大友方であった北里惟昌も天正13年（1585）３月25日以前に島津方に内応し、北里惟昌に町田久信が本領安堵を条件にした、大友方の在地領主の内応工作を勧めている[註38]。これに対して、阿蘇惟光は天正13年４月23日付で北里千十郎・室原千四郎・室原弥三郎に感状を発給し[註39]、天正13年５月３日付で惟昌息子の北里親生に惟昌の跡を安堵し[註40]、大友義統は天正13年11月19日付で「以父子各別之地体」として、血判誓詞を提出した北里親生を賞している。そして大友義統は天正13年12月10日に出頭してきた北里親生に家督相続を許している[註41]。しかし、この時点で「今度小国表無実所成立、不及是非候」[註42]という状況で、小国郷は島津方の手に落ちており、小国郷陥落後も天正14年（1586）10月14日まで北里親生・親定は大友義統に従って豊前宇

佐方面に転戦している[註43]。この間の小国郷での戦闘は停止していたようで、郷内の状況を見ることはできない。だが、豊臣秀吉の九州征伐で敗戦した島津勢は、天正14年（1587）12月28日に小国郷から撤退し、残留する北里惟昌に対して島津家臣３名の連署で「肥後国従公儀、於被宜仰出者、及其時北里ニ下之城之事、為新恩相加、可被宛行之」[註44]と、公儀＝豊臣秀吉から北里惟昌に下城（小國下城）宛てがわれることを言い含めて、公儀からの沙汰を待つように指示している。

これ以後、肥後国には豊臣大名として佐々成政が入封し、近世を迎えてゆくことになるのである。

5　小結

これまで鎌倉末期から天正15年豊臣秀吉の九州国割までの小国郷の動向を概観してきたが、小国郷は地理的に阿蘇本社領・肥後国の境界線に位置することから隣接する豊後・日向と阿蘇本社領・阿蘇氏と大きく係わっていたことが理解された。特に北里氏のような大神姓は日田郷をはじめとして豊後山間部に多く分布し、氏族的な広がりの中で小国郷が開拓され、阿蘇本社領の中に組み込まれていったものと見られる。そして郷内の在地領主層は阿蘇氏領域支配体制の中で次第に被官化し阿蘇氏の支配のもとで活動するが、天文19年閏５月16日を境にして肥後国の大友領国化政策の中で阿蘇氏領域支配体制は破綻し、北里氏のように大友直臣化するもの、その北里氏の疑似一族化する阿蘇氏被官矢津田氏、大友氏の支配下に置かれた阿蘇氏の被官として残る室原氏など、一元的な阿蘇氏領域支配体制から郷内の階層秩序は新たに再編されて行くようになる。

今後は佐々氏・加藤氏入封以後を含めた小国郷の様相について分析して行きたいが、この点については先行研究の松本雅明氏の成果[註45]を踏まえて別稿に譲りたい。

註

※［阿蘇文書］は『大日本古文書家わけ13』、［北里文書］［満願寺文書］［室原文書］は『熊本県史料中世編１巻』、［矢津田文書］は『熊本県史料中世編４巻』が出典

1　元徳２年２月23日阿蘇社造営料木注文写［阿蘇文書291］

2　正慶元年９月２日阿蘇社造営料釘等支配状写［阿蘇文書291］

3　正平７年　　阿蘇社上葺注文写［阿蘇文書］

4　正平17年11月21日阿蘇山衆徒等料足日記写［阿蘇文書］

5　正平18年閏１月25日阿蘇社造営料木納帳［阿蘇文書173］

6　　阿蘇社年中神事次第写［阿蘇文書写P712］

7　承久２年９月14日北条義時下文［阿蘇文書19］や元仁２年３月５日北条泰時下文［阿蘇文書24］・安貞２年６月６日北条泰時下文［阿蘇文書27］・文暦２年８月27日北条泰時下文［阿蘇文書30］・寛元元年11月９日北条経時下文［阿蘇文書35］・弘安10年10月13

日北条為時下文［阿蘇文書54］では阿蘇本社領は中村・下田・上久木野・下久木野・荒木・大野・柏村・草部しか見られず小国郷は含まれてはいない。

8　元弘３年11月４日雑訴決断所牒［阿蘇文書77］

9　正平３年９月日阿蘇惟澄軍忠状状［阿蘇文書122］

10　甲斐氏系図［新撰事跡通考系図７］肥後文献叢書３

11　永享９年９月５日富野惟世宛行状［矢津田文書１］

12　文明16年５月９日阿蘇惟忠判物［矢津田文書２］

13　明応７年３月18日阿蘇家家臣連署奉書［矢津田文書３］

14　永正９年１月11日阿蘇惟豊宛行状［矢津田文書４］［室原文書２］

15　本文書で宛てがわれている所領の内、鬼山は永正12年閏２月12日に阿蘇惟豊に返還されている。［矢津田文書６］なお、それ以外の所領は［矢津田文書６］の中で「御名字之地」とされている。

16　永正13年９月２日大友義鑑書状［矢津田文書８］［室原文書３］

17　永正14年５月２日阿蘇惟豊宛行状［室原文書４］［矢津田文書７］［北里文書２］

18　元亀３年３月20日北里永義名字書出［矢津田文書12］

19　元亨４年10月２日沙弥某・平某連署裁許状［北里文書１］

20　永正13年11月13日阿蘇惟豊書状［室原文書８］

21　永正14年５月４日阿蘇惟豊感状［室原文書７］

22　永正15年１月12日阿蘇惟豊感状［矢津田文書９］［室原文書５］

23　室原三河守は永正15年１月12日に阿蘇惟豊から感状が与えられている「室原文書5]が、6月25日になって村山惟民から欠所がないため三河守の鞍岡番の恩賞が後日になることを知らされている［室原文書10]。そして６月27日に西惟栄が三河守に鞍岡番の功労を賞している［室原文書11]。しかし永正16年初になっても恩賞が与えられず、永正16年４月１日には村山惟民から室原惣領の室原左馬助に欠所がないことが報じられた［室原文書12]。そこで左馬助は阿蘇惟豊に自訴に及び、５月13日に村山惟民が初秋までには恩賞が与えられると左馬助をなだめるが［室原文書13]、５月14日には西惟栄が所領配分ができないことを報じている［室原文書14]。それでも村山惟民は左馬助の自訴を受けて６月14日に瀬田弥七左衛門旧領が欠所になっている噂を左馬助に伝えている［室原文書15]。だが、６月15日に西惟栄が瀬田領は弥七左衛門子孫が相続することを報じて欠所説を否定し［室原文書16]、重吉が左馬助の自訴が棄却され結審したことを報じている［室原文書17]。結局、三河守の恩賞は立ち消えになったことが決定された。

24　天文13年４月８日阿蘇惟豊宛行写［北里文書４］

25　天文13年４月５日大友義鑑感状［室原文書18］

26 ［室原文書18］では「追而惟豊申談」とあり、この時期に近い時期に発給されたと思われる年欠11月４日付大友義鑑書状［室原文書19］「矢津田文書８］でも「惟豊可申談候」と見えて、室原氏・矢津田氏は直接的には阿蘇惟豊の下位にあったことが推察される。

27 年欠12月13日大友義鑑預け状［北里文書４］

28 天文19年３月８日大友義鎮書状［北里文書３］

29 天文19年閏５月16日大友家年寄連署奉書［北里文書５］

30 元亀３年３月20日北里永義名字書出状［矢津田文書12］

31 天文19年12月８日阿蘇惟豊判物［満願寺文書８］

32 天文22年３月14日阿蘇氏家臣連署証文［満願寺文書10］

33 この詫間原合戦後、室原千四郎の軍功は阿蘇家臣甲斐宗運・紹貞によって真光寺法印を通じて大友義統に報告され、天正８年９月29日に義統から感状が与えられ［室原文書20］、10月９日には感状受領に際しての注意を甲斐宗運・紹貞が千四郎に与えている［室原文書21］。

34 この手水野合戦後、天正12年12月12日に阿蘇惟将が参陣した矢津田監物允・右衛門尉・室原又七郎・掃部助・駿河守・孫太郎・与次郎に使僧乗蓮寺を遣わして感状を与えている［矢津田文書11］［室原文書28・29・30・31・32］。この中で監物允への感状は見えないが、天正13年12月11日に監物允に発給された甲斐親直書状の中に「去年十月以来」と見えるので、監物允も手水野合戦に参陣していたものと見られる［矢津田文書10］。

35 この室原口合戦後、天正13年２月30日に阿蘇惟将は参陣した室原駿河守・又七郎・右衛門尉に天正12年10月２日手水野合戦以来の小国郷堺での対島津戦の軍功を含めて感状を与えている［室原文書33・34・35］。また３月12日には同文の感状を矢津田右衛門尉に与えている［矢津田文書15］。

36 天正13年３月６日付甲斐親英書状の中に「以惟昌御同前御籠城候」と見え、３月25日には島津方に内応していた北里惟昌がこの時点では大友方として籠城していたことがわかる［室原文書39］。さらに天正13年３月10日付市下惟厚書状には北里和泉守が「一両年至北里御在城候」していたことが見え［矢津田文書16］、北里には北里惟昌・和泉守が守備に在城していたと思われる。

37 天正13年12月11日付甲斐親直書状で、矢津田監物允の天正12年10月の手水野合戦以来の軍功が賞されているが、この中に「下城伊州越山之刻」の軍功が見え、本文書発給時期から近い時期に阿蘇家臣下城伊州が島津方に内応して、小国郷に攻め込んでいることが理解される。

38 天正13年３月25日町田久信判物［北里文書11］

39 小国郷の中心的な有力在地領主であった北里惟昌の内応の影響で動揺した阿蘇惟光は郷

内在地領主の心理的な動揺をを押さえ、島津方への内応の続出を防ぐため、惟昌の内応の直後の天正13年４月23日に、管下の北里千十郎・室原千四郎・弥三郎にこれまでの軍功に対する感状を発給して、これらの在地領主を繋ぎ止める努力を行っている［矢津田文書14］［室原文書37・38］。

40　父北里惟昌の内応に続いて内応する可能性のあった北里親生が阿蘇惟光に従来通りの忠節を誓ったことから、親生に北里氏の本領を安堵している［北里文書13］。

41　天正13年５月３日付の阿蘇惟光の北里親生に対する本領安堵を受けて、大友義統も天正13年11月19日に血判誓詞を義統に提出した親生を認め［北里文書14］、12月10日には出仕してきた親生に対して、弟北里親定の同意を条件にして北里氏の家督相続を許している［北里文書15・16］。

42　天正13年12月10日大友義統書状［北里文書15］

43　北里親生は豊臣方の仙石秀久と合流した大友義統指揮下で天正14年10月３日に宇佐郡に着陣し［北里文書20］、10月13日には豊前４郡が豊臣方にほぼ制圧されたため、近日陣替えが行われることを大友義鎮が北里親生に報じている［北里文書21］。このことからこの時点まで北里親生は大友義統指揮下にあったことが確認される。

44　天正14年12月28日島津家臣連署奉書［北里文書22］

45　松本雅明「加藤清正と下城氏」『熊本県文化財報告第37集下城遺跡Ⅰ』熊本県教育委員会1979

図　　版

図版 1

1．山川板碑群遠景（西から）

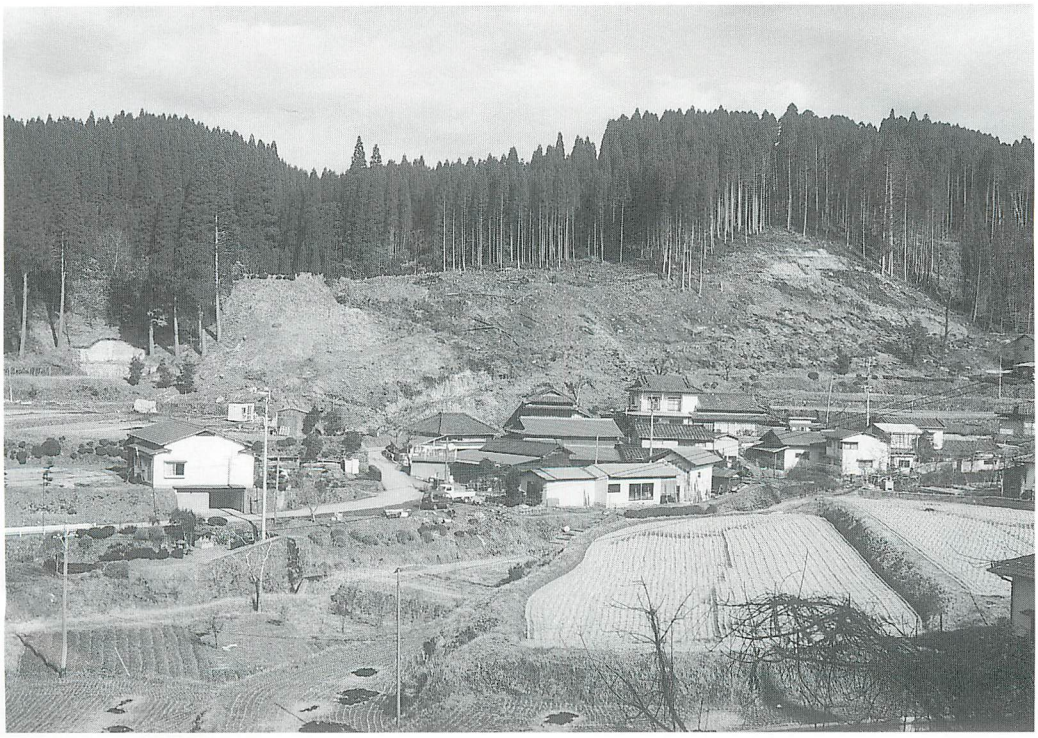

2．山川板碑群遠景（南から）

図版 2

1．山川板碑群検出状況（南西から）

2．山川板碑群検出状況（南東から）

図版 3

1．1号笠部

2．1号笠部

図版 4

1．1号板碑

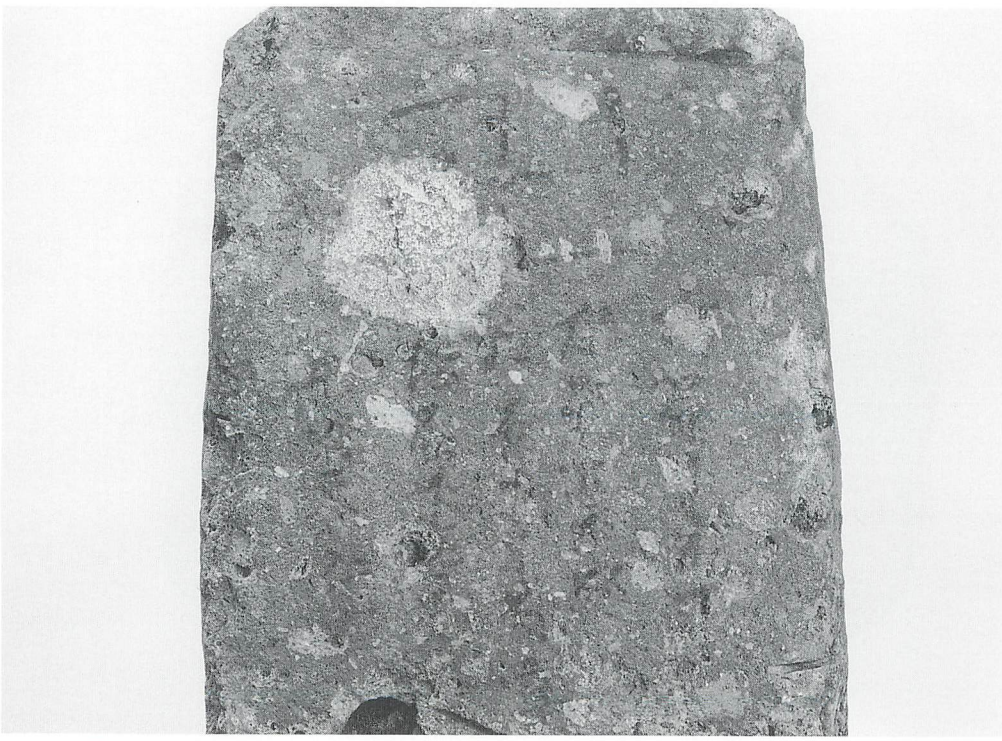

2．1号板碑（墨書）

図版 5

1．2号板碑

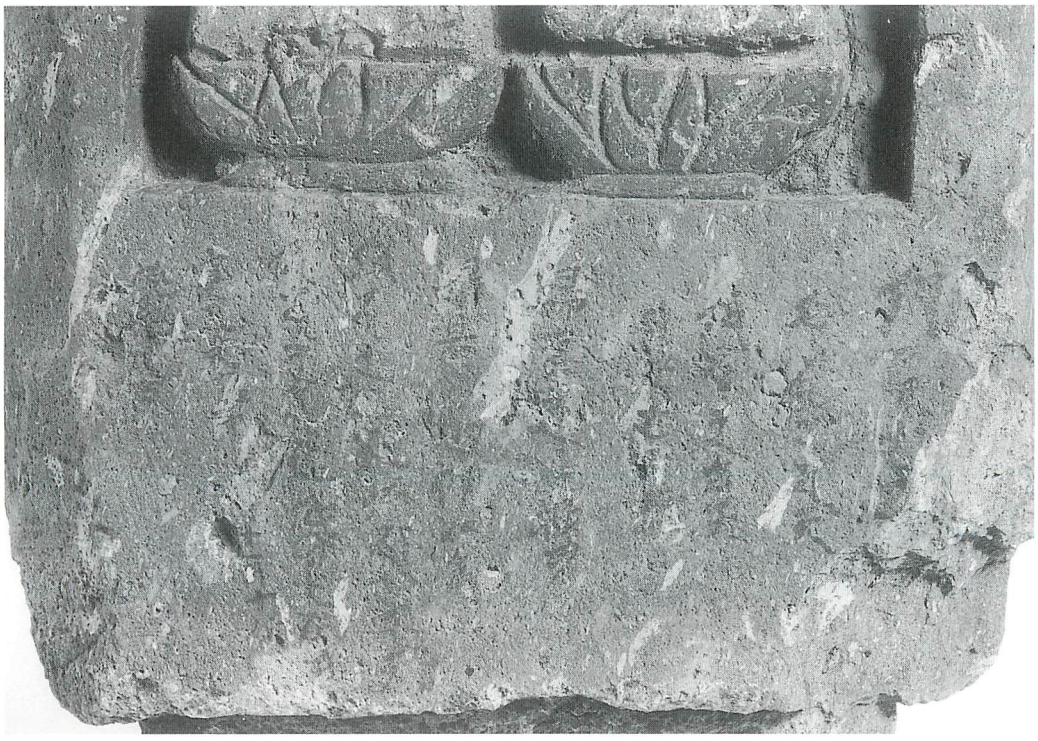

2．2号板碑（墨書）

図版 6

1．2 号板碑笠部

2．3 号板碑笠部

図版 7

1．3号板碑

2．3号板碑（右側面墨書）

図版 8

1．4号板碑

2．4号板碑笠部

06 教委 教文
② 004

この電子書籍は、熊本県文化財調査報告第 151 集を底本として作成しました。閲覧を目的としていますので、精確な図版などが必要な場合には底本から引用してください。

底本は、熊本県内の市町村教育委員会と図書館、都道府県の教育委員会と図書館、考古学を教える大学、国立国会図書館などにあります。所蔵状況や利用方法は、直接、各施設にお問い合わせください。

書名：山川板碑群
発行：熊本県教育委員会
〒862-8609　熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号
電話：　096-383-1111
URL：http://www.pref.kumamoto.jp/
電子書籍制作日：2016 年 3 月 31 日

なお、熊本県文化財保護協会が底本を頒布している場合があります。詳しくは熊本県文化財保護協会にお問い合わせください。
熊本県文化財保護協会
URL：http://www.kumamoto-bunho.jp/